

大野市環境基本計画
令和７年度　年次報告書

令和８年１１月
大野市

目　次

はじめに　・・・・・・・・・　1

１　大野市環境基本計画　・・・・・・・・・　1
２　年次報告書　・・・・・・・・・　1
３　大野市環境保全対策審議会　・・・・・・・・・　1
４　第三期大野市環境基本計画の体系　・・・・・・・・・　1

第一部
施策（令和７年度）の実施状況　・・・・・・・・・　3

基本目標１　自然との共生社会の形成　・・・・・・・・・　4
基本目標２　脱炭素型社会への移行　・・・・・・・・・　10
基本目標３　資源循環型社会の構築　・・・・・・・・・　16
基本目標４　快適な生活環境の保全　・・・・・・・・・　19
基本目標５　総合的な取組の推進　・・・・・・・・・　25

第二部
公害の状況と環境基準　・・・・・・・・・　29

公害とは　・・・・・・・・・　30
１　大気汚染　・・・・・・・・・　34
２　水質汚濁　・・・・・・・・・　41
３　地盤沈下　・・・・・・・・・　64
４　土壌汚染　・・・・・・・・・　65
５　騒音　・・・・・・・・・　67
６　振動　・・・・・・・・・　75
７　悪臭　・・・・・・・・・　79
８　その他（典型７公害以外）の公害　・・・・・・・・・　84

はじめに

1　大野市環境基本計画

大野市環境基本計画は、大野市環境基本条例に基づき平成 12 年３月に策定したもので、同条例の基本理念及び施策の基本方針などに沿って環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

平成 12 年３月に第一期計画を策定し、第二期計画を経て、現在は令和３年度から令和 12 年度を計画期間とする第三期計画を推進しています。

第三期大野市環境基本計画（令和３年３月策定、令和６年３月改訂、令和８年２月改定）
計画期間：令和３年度から令和 12 年度まで（10 年間）

2　年次報告書

年次報告書は、大野市環境基本計画に基づき、毎年度、施策の実施状況や数値目標の達成状況、公害の状況などを取りまとめた報告書です。大野市環境保全対策審議会に報告し、会議後に市ホームページで公表します。

3　大野市環境保全対策審議会

環境基本計画に関する審議及び助言を行う機関として、大野市環境保全対策審議会がその役割を担います。市は、毎年度、年次報告書に基づき計画の進捗状況等を報告し、意見及び提言を受け、それらを踏まえて施策を推進します。

また、脱炭素関連施策については大野市脱炭素推進会議の意見を、廃棄物処理関連施策については大野市廃棄物減量等推進審議会の意見を聞くこととします。

4　第三期大野市環境基本計画の体系

第三期大野市環境基本計画では、目指すべき環境像の実現に向け、基本目標、施策の基本方針及び施策の柱を体系的に定めています。

施策の基本方針ごとに数値目標と環境管理項目を設定しています。

数値目標は、計画期間内に達成を目指す施策の成果を評価するための指標です。環境管理項目は、施策の実施状況や環境の状態を継続的に把握するための指標であり、目標値は設定せず、経年変化を確認するために活用します。

《第三期大野市環境基本計画の体系》

環境像（大野市の将来の望ましい姿）

水循環共生都市　越前おおの

～水、物、人がやさしくふれあうまちを目指して～

基本目標１　自然との共生社会の形成

施策の基本方針	施策の柱
(1)自然とふれあう機会の創出	①自然とふれあう活動の推進 ②自然環境の経済活用
(2)農地・森林の保全と活用	①農地の保全と活用 ②森林の保全と活用
(3)生物多様性の確保	①野生動植物の保全 ②外来生物の防除対策

基本目標２　脱炭素型社会への移行

施策の基本方針	施策の柱
(1)地球温暖化対策の推進	①エネルギー源の転換と省エネルギーの促進 ②再生可能エネルギーの利用促進 ③公共施設・公共交通の脱炭素化 ④気候変動適応策の推進
(2)森林吸収源対策の推進	①森林資源の循環利用の促進 ②森林の保全と活用（1-(2)-②の再掲）

基本目標３　資源循環型社会の構築

施策の基本方針	施策の柱
(1)廃棄物の減量及び資源循環の促進	①ごみ減量化の促進 ②食品ロス削減の促進 ③プラスチックごみ削減の促進 ④循環経済の促進

基本目標４　快適な生活環境の保全

施策の基本方針	施策の柱
(1)公害の防止	①公害発生の防止 ②環境美化活動の促進 ③野外焼却、不法投棄の防止
(2)良好な景観形成及び歴史的、文化的遺産の保存	①良好な景観形成 ②歴史的、文化的遺産の保存 ③公園や空き家、空き地の適正管理の促進

基本目標５　総合的な取組の推進

施策の基本方針	施策の柱
(1)総合的な環境対策	①持続可能な社会を支える人材の育成 ②多様な主体との協働・連携の推進 ③環境情報の収集と共有化

第一部
施策（令和７年度）の実施状況

第三期大野市環境基本計画に掲げる施策の取組状況と、数値目標及び環境管理項目の進捗状況を示します。

基本目標１　自然との共生社会の形成

施策の基本方針(1)　自然とふれあう機会の創出

①自然とふれあう活動の推進

＜令和７年度の取組状況＞

- 真名川及び中島公園を会場として自然体験学習会「自然ふれあい探検隊」を２回開催し、延べ 76 人の参加者に対し、水生生物の観察や川遊びなどの自然体験の機会を提供した。
- 所管する登山道において草刈等により、登山者が利用しやすい環境を維持した。令和７年７月に六呂師高原にキャンプ場「SORA to DAICHI」がオープンした。
- 本願清水イトヨの里において、小学生向けのイトヨ観察会（３回、延べ 77 人参加）及び中学生によるイトヨ守り隊活動（９回、延べ 60 人参加）を実施し、イトヨの保全活動や生態に関する学習機会を提供した。
- 水の学校においてスイスイ課外授業（１回、10 人参加）を開催し、水枯れが水生昆虫に及ぼす影響について学ぶ機会を設け、生態系や自然の恵みに対する理解の促進を図った。
- 大野市化石発掘体験センター「HOROSSA!」では、8,609 人が化石発掘体験に参加した。くずりゅう化石ラボ「ガ・オーノ」では、企画展等を開催し、2,963 人が来館した。
- 市内９小学校の２年生 217 人を対象に、どんぐりの苗木を種から育ててもらう「どんぐりの里親事業」を実施した。どんグリーン広場において、上庄小学校の児童が中心となり、ひまわりの植栽・育成・活用に取り組む「上庄ニコニコひまわりプロジェクト」に対し、活動支援を実施した。

②自然環境の経済活用

＜令和７年度の取組状況＞

- 六呂師高原の魅力向上に向けた星空デッキやフォトスポットの整備を行う事業者等に対して補助を行った。
- 商品の開発に取り組む事業者を支援し、星空や自然をテーマにした菓子や工芸品など８商品が誕生した。
- ふるさと納税返礼品として、醸造品などの水を活かした地域産品を全国に向けて発信し、販売促進を図った。また、名水育ち生乳ジェラートや名水を使用したパン、名水みそなど、水資源を活かした新たな返礼品が加わり、地域産品の魅力向上につながった。
- 農林水産物のブランド力向上を図るため、「越前おおの　おいしいお米コンテスト」で金賞を受賞した米を越前おおの農林樂舎を通じて道の駅やハピリン、EC サイトで販売し、好調な売れ行きとなった。
- 漁業協同組合が実施したアユ稚魚 2,800kg 及びイワナ等稚魚 450kg の放流並びに養殖活動に対し、経費の一部を支援した。

《数値目標》

数値目標	参考値 令和元年度	基準値 令和６年度	実績値 令和７年度	目標値 令和 12 年度
自然体験会の参加人数 自然とふれあう活動の市民の関心度を測る指標で、市が実施する自然体験会の参加人数の増加を目指します。	－ （当時は数値目標未設定）	68 人	76 人	100 人

《環境管理項目》

環境管理項目	実績値 令和６年度	実績値 令和７年度
観光入込客数 １年間の観光入込客数	2,143,900 人	1,947,000 人

施策の基本方針(2)　農地・森林の保全と活用

①農地の保全と活用

＜令和７年度の取組状況＞

- 地域計画や中間管理事業などにより、担い手への農地集積を促進し、集積率は 81.6%となった。また、農地パトロールなどにより、遊休化のおそれのある農地の早期把握と適正管理に取り組んだ。
- 新規就農者や後継者が早期に経営を安定させられるよう、就農初期の運転資金や農業機械導入のための初期投資等を支援した。
- 各種支援制度により農地維持に向けた共同活動や施設の長寿命化対策を支援した。また、中山間地域等における耕作放棄地の発生防止と農業の多面的機能の維持を図った。
- 乾側地区の青年団体が実施した用排水路の生き物調査「ガサガサ探検隊」に協力し、地域住民や子どもたちの自然環境への理解促進を図った。
- 大規模緩衝帯整備を２地区で実施するとともに、電気柵等の鳥獣被害防止施設の新設（２地区）及び更新（２地区）に対し、経費の一部を支援した。
- 福井県猟友会大野支部青年部が実施した射撃研修や、ベテラン猟友会員を講師としたフィールドワークに対し、実施経費を支援した。

②森林の保全と活用

＜令和７年度の取組状況＞

- 手入れが行き届いていない森林の所有者 74 人に対し、森林経営管理に関する意向調査を実施した。また、経営管理の意向が示された８人の所有森林について、林業事業体による林況調査に係る経費を補助した。
- 森林経営計画に基づき、市有林において間伐 31.2ha を実施した。また、林道整備として改良延長 347m、舗装面積 2,909 ㎡の整備を行うとともに、橋梁補修７橋を実施した。
- 市有林の間伐実施箇所において、獣害対策 23.6ha を実施した。また、くくり罠による捕獲を実施し、シカ 742 頭を捕獲した。
- 林業者の高性能林業機械の導入に対し、経費の一部を補助した。
- 越前おおのエコフィールド管理・運営協議会（令和７年度加盟団体数 34 団体）の活動の運営を支援した。

《数値目標》

数値目標	参考値 令和元年度	基準値 令和6年度	実績値 令和7年度	目標値 令和12年度
森林整備面積（間伐） 森林の整備･保全に向けた取組状況を測る指標で、国有林･民有林における間伐及び保育間伐による整備面積の現状の水準維持を目指します。	341ha	243ha	189ha	240ha
作物作付面積の割合 作物の作付けにより有効活用されている農地の状況を測る指標で、作付面積の現状の水準維持を目指します。	96.1%	96.8%	96.9%	96.5%
新規林業従事者数 林業に携わる新規従事者の状況を測る指標で、従事者の増加を目指します。	1人	1人	1人	3人

《環境管理項目》

環境管理項目	実績値 令和6年度	実績値 令和7年度
多面的機能支払交付金事業に取り組む集落数 多面的機能支払交付金事業のうち、農地維持支払交付金の対象となる環境保全活動に取り組む集落数	101集落	101集落
有害鳥獣捕獲頭数 鳥獣被害防止のため市内で捕獲された鳥獣の種類別頭数	イノシシ：328頭 ニホンジカ：909頭	イノシシ：338頭 ニホンジカ：742頭
遊休農地の面積 1年以上耕作されておらず、今後も耕作の見込みがない農地や周辺に比べて利用状況が著しく劣る農地の面積	2.45ha	4.34ha
形態別森林面積 市内の森林について、人工林（針葉樹、広葉樹）、天然林（針葉樹、広葉樹）、竹林、無立木地などの区分による森林面積（累計）	総数：75,825ha 人工林：19,750ha 天然林：52,381ha その他：3,691ha ※四捨五入のため合計不一致	引用データ公表前
植林の面積 市内で1年間に植林した面積の総数	2ha	11ha
森林経営計画認定面積 森林経営計画の認定を受けている市内の森林面積	27,892ha （カバー率：50.6%）	引用データ公表前

施策の基本方針(3)　生物多様性の確保

①野生動植物の保全

＜令和７年度の取組状況＞

- 本願清水イトヨの里において、生物多様性の保全及び向上を図るため、令和８年度の自然共生サイト認定を目指す方針を決定し、認定申請に必要な調査を実施するため、関連予算を次年度当初予算に計上した。
- 本願清水イトヨの里において、小学生向けのイトヨ観察会（３回、延べ 77 人参加）及び中学生によるイトヨ守り隊活動（９回、延べ 60 人参加）を実施し、イトヨの保全活動や生態に関する学習機会を提供した。
- 福井の淡水魚をテーマとした企画展の開催（2,662 人）や市民講座（84 人）を実施し、年齢を問わず学習できる機会を提供した。また、地域住民である糸魚町区民とともに施設の除草作業（２回）を実施し、生息地の保全に繋がった。
- 福井県と連携し、小山地区のフクジュソウ自生地で 11 月に草刈り、３月に生育状況調査を実施した。
- イトヨ守り隊及び乾側地区の青年団体と連携し、７月にミナミアカヒレタビラの生態や保全の重要性を地域住民に周知するイベントを開催した。

②外来生物の防除対策

＜令和７年度の取組状況＞

- 本願清水において、定期的に雑魚及び外来魚の駆除を実施し、イトヨの生息環境の保全に取り組んだ。
- 漁業協同組合や県等と連携し、九頭竜ダムにおいて外来魚の共同調査及び駆除を実施した。
- 福井県と連携し、小山地区のフクジュソウ自生地で 11 月に草刈り、３月に生育状況調査を実施した。《再掲》

《数値目標》

数値目標	参考値 令和元年度	基準値 令和6年度	実績値 令和7年度	目標値 令和12年度
本願清水におけるイトヨの営巣数 本願清水におけるイトヨの生息環境の健全性を測る指標で、イトヨの営巣数の増加を目指します。	109.7個 （令和2年度）	73.9個	155.5個	100個以上
「大野は自然環境や生物多様性が保たれている」と感じている市民の割合 **［市民アンケートに基づく主観指標］** 「大野の自然環境や生物多様性の保全状況」に対する市民の主観的な受け止め方を測る指標で、肯定的に受け止めている市民の割合の増加を目指します。	ー （当時は数値目標未設定）	56.9%	アンケート未実施年度	62.6%

《環境管理項目》

環境管理項目	実績値 令和6年度	実績値 令和7年度
希少種保全対応件数 希少な野生動植物の保全に関する市職員の対応件数	5件	8件

基本目標２　脱炭素型社会への移行

施策の基本方針(1)　地球温暖化対策の推進

①エネルギーの転換と省エネルギーの促進

＜令和７年度の取組状況＞

- 環境に配慮したライフスタイルについて考えるきっかけづくりを目的に、事業者や団体の協力の下、６月に体験ブースやパネル展示を設けた「おおの環境フェア 2025」を初めて開催し、延べ 1,356 人が体験ブースを来訪した。
- 事業活動における脱炭素化の促進を図るため、事業者を対象としたセミナーを初めて企画し、脱炭素経営、ZEH、省エネ補助金の活用をテーマとしたセミナーをそれぞれ１回開催し、延べ 42 人が参加した。
- 節電と光害対策への関心を高めるため、事業者の賛同を得て、７月及び２月にライトダウンキャンペーンを実施し、賛同事業者は 77 件と前年度から６件増加した。
- 市内事業者３者に対し省エネ診断料補助金を交付し、省エネ性能の高い設備・機器の導入や運用改善に向けた取組を支援した。
- 小・中学生を対象に「カーボンニュートラルポスターコンテスト」を新たに実施し、148 点の応募があり、市役所で全作品を展示した。

②再生可能エネルギーの利用促進

＜令和７年度の取組状況＞

- 家庭における CO_2削減を促進するため、住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金を４世帯に計 242 万円交付した。
- 再エネの地産地消を推進するため、電気事業者と連携し、市内家庭の太陽光発電設備（90 世帯）及び木本小水力発電所、福井グリーンパワー発電所で発電された電力を５つの市有施設（越前大野城、うらら館、本願清水イトヨの里、あかね保育園、荒島保育園）に供給し、CO_2削減効果は年間 195.8 トンとなった。
- 市内で小水力発電事業を計画している事業者からの相談に対し、周辺地域の住民の範囲や関係事業者への説明に関する助言を行った。

③公共施設・公共交通の脱炭素化

＜令和７年度の取組状況＞

- 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、公共施設及び公用車から排出される CO_2排出量を算定した結果、令和７年度の排出量は 8,935 トンとなった。
- 公共施設等総合管理計画に基づき、和泉診療所旧歯科医師住宅を民間に売却するとともに、旧大納ハイツを解体した。旧宝慶寺いこいの森、旧林業振興センター、旧和泉体育館、旧大納地区集会施設及び旧尚徳中学校校舎について、施設解体に向けた解体実施設計を行った。
- 結とぴあ及び大野市図書館、エキサイト広場総合体育施設、あっ宝んどの４施設に、LED 照明を導入した。
- 広域路線バスの運行時間帯の拡大や乗合タクシーのダイヤ見直し・停留所の追加、公共交通機関利用時の割引制度の継続実施、啓発活動の実施などにより、公共交通の利用促進を図った。
- 「越美北線と乗合バスに乗る運動を進める会」において、鉄道好きの子ども向けイベント「子鉄集まれ、ふれあいパーク」や越美北線ついて考える講演会・座談会を開催し、越美北線の現状や利用促進事例の紹介、利用促進に向けた意見交換を通じて意識啓発を図った。
- 電気自動車の普及促進を目的として、エキサイト広場駐車場及び城下町東広場に民間事業者が管理・運営する電気自動車（EV）充電設備を設置した。

④気候変動適応策の推進

＜令和７年度の取組状況＞

- ３大学（香川大学、琉球大学、同志社大学）と共同研究を行い、大野盆地における地下水温等の調査や河川の地下水湧出形態の調査、本市の水質モニタリングに関する分析手法的研究などの成果報告を得た。
- 広報紙、ホームページ、LINE による情報発信のほか、熱中症のリスクが高い高齢者への注意喚起のため、民生委員や高齢者サロンなど関係機関を通じてチラシを配布した。
- 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター）について、新たに協定書を締結した企業等を加えて、公共施設 12 か所、民間施設 18 か所を指定し、熱中症警戒特別アラート発令時等に暑さをしのげる場所として開放した。

- 災害廃棄物の円滑な処理体制構築を目的に、福井県産業資源循環協会と連携し、災害廃棄物仮置場の設置や受入方法を想定した初動体制の確認を行った。
- 災害対応職員研修や参集訓練などの職員向け研修及び総合防災訓練を実施するとともに、県地域防災計画の改定を踏まえ、市地域防災計画を修正した。

《数値目標》

数値目標	参考値 令和元年度	基準値 令和6年度	実績値 令和7年度	目標値 令和12年度
大野市内の温室効果ガス実質排出量（CO_2換算） 市域全体のカーボンニュートラルの達成状況を測る指標で、CO_2実質排出量（森林吸収量差引後）の削減を目指します。	70.4千t-CO_2 （令和2年度）	81.7千t-CO_2 （令和4年度）	70.7千t-CO_2 （令和5年度）	34.3千t-CO_2 （令和10年度）
脱炭素や省エネに意欲的な事業者・団体数 脱炭素への参画の広がりを測る指標で、参画事業者・団体数の増加を目指します。	－ （当時は数値目標未設定）	140者	147者	170者
再生可能エネルギーの導入量 市域全体の再エネ電力の活用可能性を測る指標で、再エネ発電設備の導入量の増加を目指します。	－ （当時は数値目標未設定）	2.4千kW	4.5千kW	3.4千kW
市役所のCO_2排出量 市役所の脱炭素化の達成状況を測る指標で、市の事務事業に起因するCO_2排出量の削減を目指します。	10,175t-CO_2	8,935t-CO_2	7,809t-CO_2	5,900t-CO_2
再エネ電力を使用する公共施設の数 市役所の脱炭素化の達成状況を測る指標で、再エネ電力を使用する公共施設の増加を目指します。	0施設	3施設	5施設	5施設

《環境管理項目》

環境管理項目	実績値 令和6年度	実績値 令和7年度
電動車の普及台数 市内の自動車登録台数における、ハイブリッド自動車や電気自動車等の電動車の登録台数の総数	総数：4,888台 ハイブリッド車：4,837台 電気自動車　：50台 天然ガス自動車：1台	総数：5,187台 ハイブリッド車：5,125台 電気自動車　：60台 天然ガス自動車：1台 燃料電池自動車：1台
自動車登録台数 市内において登録されている自動車台数の総数	総数：29,043台 普通車：7,000台 小型車：6,757台 被索引車：14台 軽自動車：13,828台 その他：1,444台 ※軽二輪除く	総数：28,963台 普通車：7,116台 小型車：6,528台 被けん引車：15台 軽自動車：13,823台 その他：1,481台 ※軽二輪除く
長期優良住宅の認定件数 市内の住宅のうち、長期優良住宅に認定されている件数（年間新規登録件数・登録件数）	新規：21件 累計：185件	新規：18件 累計：203件
太陽光発電による売電件数 年度中に太陽光発電による電力を電力会社に売却（売電）した太陽光発電設置件数（住宅・非住宅）	377件	390件
太陽光発電以外の再生可能エネルギー発電施設数 年度中に太陽光発電以外による再生可能エネルギー由来の電力を電力会社に売却（売電）した再エネ発電施設件数	8件	10件
公用車における電動車台数 ハイブリッド自動車や電気自動車など、市所有の電動車の台数	6台	6台
公共施設の面積（延床面積）の削減率 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の面積の削減割合（延床面積の削減割合）	－ （算定基準年度）	0.28%
ＪＲ越美北線利用者数 ＪＲ越美北線の年間の利用者数（一般数、定期券利用者数）	総数：294,721人 一般数：75,481人 定期券：219,240人	総数：278,205人 一般数：79,161人 定期券：199,044人
バス利用者数 市内路線バス※、広域路線バスの年間の利用者数（※市内路線バスの小中学生の通学利用を除く）	総数：161,471人 市内路線バス：23,947人 京福バス大野線：98,882人 京福バス勝山大野線：38,642人	総数：114,523人 市内路線バス：24,823人 京福バス大野線：60,655人 京福バス勝山大野線：29,045人
降雨の水素イオン濃度 福井市地点で計測している雨水中の水素イオン濃度（pH）の年平均値【調査地点：福井市】	平均値：pH5.0 最小値：pH4.8 最大値：pH5.4	平均値：pH5.0 最小値：pH4.7 最大値：pH5.5

施策の基本方針（２） 森林吸収源対策の推進

①森林資源の循環利用の促進

＜令和７年度の取組状況＞

- 社会奉仕作業で発生する草ごみ等の資源化を促進するため、地域団体から市内リサイクル業者への搬入手数料を支援した。この結果、同業者を通じて木質バイオマス発電所等で資源として利用された量は、前年度の 14 トンから 31 トンへと増加した。
- 住宅等への薪ストーブの購入及び設置に対し、３件の補助を実施した。
- バイオマス発電所への間伐材 3,937 ㎥の搬出に係る経費の一部を支援した。
- トロン温浴施設うらら館で木質ペレットを木質バイオマスボイラーの燃料として活用した。

②森林の保全と活用（再掲）

＜令和７年度の取組状況＞

基本目標①-(2)-②のとおり

《数値目標》

数値目標	参考値 令和元年度	基準値 令和6年度	実績値 令和7年度	目標値 令和12年度
木質バイオマス発電に活用した間伐材の量（補助数） 市内の森林資源の活用状況を測る指標で、木質バイオマス発電所に搬入された市内生産の間伐材量の増加を目指します。	7,595㎥	7,502㎥	3,938㎥	8,355㎥
再造林面積 木材の安定供給と森林の適正管理の状況を測る指標で、森林組合が市有林・私有林を伐採後に植栽した面積の増加を目指します。	2ha	2ha	9.5ha	7ha

《環境管理項目》

環境管理項目	実績値 令和6年度	実績値 令和7年度
形態別森林面積《再掲》 市内の森林について、人工林（針葉樹、広葉樹）、天然林（針葉樹、広葉樹）、竹林、無立木地などの区分による森林面積（累計）	総数：75,825ha 人工林：19,750ha 天然林：52,381ha その他：3,691ha ※四捨五入のため合計不一致	引用データ公表前
植林の面積《再掲》 市内で1年間に植林した面積の総数	2ha	11ha
森林経営計画認定面積《再掲》 森林経営計画の認定を受けている市内の森林面積	27,892ha （カバー率：50.6%）	引用データ公表前

基本目標３　資源循環型社会の構築

施策の基本方針(1)　廃棄物の減量及び資源循環の促進

①ごみ減量化の促進

＜令和７年度の取組状況＞

- 家庭でのごみ分別徹底や地域での資源リサイクルを促進するため、ビュークリーンおくえつの施設見学会を５回開催し、延べ 23 人が参加して全員を「分別マイスター」に認定した。
- ごみの減量に対する理解促進を図るため、わく湧くお届け講座等を開催し、延べ 514 人が参加した。
- おもちゃの再使用を促進するため、６月、12 月及び３月に「おもちゃ病院」を開催し、52 個のおもちゃを修理して持ち主に返却した。
- ごみ分別の重要性やごみ処理への理解を深めてもらうことを目的に、広報おおの 12 月号でごみ収集・処理現場に関する特集記事を掲載した。

②食品ロス削減の促進

＜令和７年度の取組状況＞

- 食品ロスの削減と食品を必要とする人への支援を目的として、県民せいきょうや市内スーパーと連携し、フードドライブを実施した。約 150 キログラムの米と、約 377 キログラムの食品が集まり、これらを子ども食堂及び福祉施設などへ寄付した。
- 商工会議所の会報誌を活用して食べきり運動協力店の拡充を図るとともに、協力店において来店者向けのチラシを配布し、食品ロス削減に向けた食べきり運動を推進した。

③プラスチックごみ削減の促進

＜令和７年度の取組状況＞

- ごみ収集においてプラスチック資源約 8.3 トンを回収し、そのうちの 2.2 トンが資源化につながった。
- 小学生を対象とした出前講座を４回開催し、105 人に対して３Ｒの普及啓発を行うとともに、マイバッグやマイボトルの利用を促進した。

④循環経済の促進

＜令和７年度の取組状況＞

- 不要品のリユース（再利用）の促進を図るため、市と連携協定を締結する民間企業が提供する不要品の売却・再利用サイト「おいくら」の広報を行い、市民の利用件数は19件（延べ65品）となった。
- 不要品を「捨てる」から「譲る」への行動転換を促すため、11月に地域掲示板サイト「ジモティー」を運営する民間企業と連携協定を締結し、同サイトの利用促進に向けた広報を実施した。
- 資源ごみの回収及び再利用を促進するため、資源ごみの回収を実施した32団体に対して補助金を交付した。
- 市民団体「生ごみ減らし隊」と連携し、家庭から出る生ごみを原料とした堆肥づくりや、その堆肥を活用した野菜栽培に取り組むとともに、資源循環に関する普及啓発を実施した。

《数値目標》

数値目標	参考値 令和元年度	基準値 令和6年度	実績値 令和7年度	目標値 令和12年度
1人1日当たりのごみの排出量 廃棄物の減量化・資源化が進んでいるかを測る指標で、排出量の削減を目指します。	950g	848g	869g	828g
ごみの資源化率 ごみの資源化の状況を測る指標で、資源化率の増加を目指します。	21.9%	20.1%	23.3%	31.0%
食品ロスの発生量 市内の食品ロスの発生状況を測る指標で、発生量の減少を目指します。	898.5t	1,028.8t	602.1t	627.2t
不用品の再利用サービスの市民の利用件数（累計） 市民の不用品再利用の取組状況を測る指標で、市の連携企業による不用品再利用サービスの市民利用件数（累計）の増加を目指します。	― （利用開始前）	14件	33件	100件
「大野はリサイクルなどの環境の取組がさかんである」と感じている市民の割合 **［市民アンケートに基づく主観指標］** 「大野のリサイクルなどの環境取組状況」に対する市民の主観的な受け止め方を測る指標で、肯定的に受け止めている市民の割合の増加を目指します。	― （当時は数値目標未設定）	23.9%	アンケート未実施年度	26.3%

《環境管理項目》

環境管理項目	実績値 令和6年度	実績値 令和7年度
一般廃棄物処理量 広域ごみ処理施設「ビュークリーンおくえつ」で処理する1年間の市内の一般廃棄物処理量	9,266t	9,295t
集団回収量（スーパー回収量等を含む） 団体が古紙類等資源化を目的に回収した量	572t	545t
資源化量 ビュークリーンおくえつ等で資源化されるごみの量	1,976t	2,412t
再生資源を活用した市発注工事の件数 市発注工事において、建設資材等について利用した1年間の工事件数（工事施工者等の自主的利用含む。）	142件	136件
「おいしいふくい食べきり運動」協力店の数 「おいしいふくい食べきり運動」協力店として登録している店舗数	55件	54件
ごみ減量や分別方法などに関する講座等の実施回数（参加人数） 3Rやプラスチックごみ、食品ロス等に関する講座や研修会の実施回数（参加人数）	15回 （388人）	3回 （39人）

基本目標４　快適な生活環境の保全

施策の基本方針(1)　公害の防止

①公害発生の防止

＜令和７年度の取組状況＞

- 公害苦情の処理件数は、年間を通して 35 件と前年度の９件から大幅に増加した。野焼きや雑草繁茂に関する相談・苦情が多く、その都度現地確認等を行い、原因者に対して適切な管理や近隣住民への配慮を促すなど、迅速かつ適切に対応した。
- 環境基本計画に定める 11 河川において生活環境項目等の水質検査を実施し、全ての河川で目標値を達成した。
- 水質への影響が懸念される市内４事業所を対象に水質検査を実施し、その結果を事業者へ通知するとともに、化学物質の適正管理に関する意識啓発を行った。また、過去の有機溶剤による地下水汚染について、７地点で年４回の地下水調査を実施し、汚染状況の継続的な監視を行った。
- 公共下水道への加入促進に向け、未加入者 1,106 件への戸別訪問や補助制度による支援を行った。また、「下水道の日」の広報紙への掲載やパネル展示、講演会、下水処理センターの見学会、産業フェアへの出展などの啓発活動を行い、公共下水道への理解促進を図った。

②環境美化活動の促進

＜令和７年度の取組状況＞

- 地域の環境美化を目的として、４月に和泉地区一斉清掃（クリーンアップ大作戦）を実施し、27 団体が参加して廃棄物 520kg を回収した。
- 環境月間の６月に、県が実施する福井の豊かな自然を守る「クリーンアップふくい大作戦」に協力し、行政・住民が一体となって真名川憩いの島の環境美化活動を行った。
- 市民協働による環境美化を推進するため、各地区が実施する用水路清掃や草刈り、ごみ拾いなどの社会奉仕活動に対して支援を行い、85 団体・127 回の活動が実施された。

③野外焼却、不法投棄の防止

＜令和７年度の取組状況＞

- 生活環境の保全を図るため、広報おおのを通じて野焼き禁止の注意喚起を行うとともに、野焼きが確認された場合には関係機関と連絡を取り現地に出動し、原因者に対する指導を行った。
- 不法投棄の早期発見及び早期解決を図るため、環境監視員によるパトロールを延べ134回実施したほか、福井県との合同パトロールを12回実施した。
- 地区からの要望に基づき３地区に不法投棄防止看板を貸出するとともに、ごみステーションへの不法投棄対策として、看板の設置やチラシの作成・回覧を行い、住民への啓発を実施した。

《数値目標》

数値目標	参考値 令和元年度	基準値 令和6年度	実績値 令和7年度	目標値 令和12年度
水質基準を達成した河川の数 河川水質の状態を測る指標で、県及び市が水質検査を実施する11河川が環境基本計画に定める水質水準を継続的に満たすことを目指します。	11河川	11河川	11河川	11河川
水洗化率 良好な生活環境の確保と水質保全が推進されているかを測る指標で、水洗化率の上昇を目指します。	44.1%	49.9%	51.4%	57.7%
「自宅近辺の騒音や悪臭に悩み」を感じていない市民の割合 ［市民アンケートに基づく主観指標］ 「自宅近辺の騒音や悪臭の悩み」に対する市民の主観的な受け止め方を測る指標で、「悩みを感じていない」と受け止めている市民の割合の増加を目指します。	ー （当時は数値目標未設定）	69.5%	アンケート未実施年度	76.4%

《環境管理項目》

環境管理項目	実績値 令和6年度	実績値 令和7年度
大気汚染に係る環境基準の達成率 1年間の大気汚染測定結果について、地点及び項目ごとの測定結果が環境基準を満たした回数の全測定回数に占める割合	二酸化いおう：100% 一酸化炭素:—% 浮遊粒子状物質:100% 二酸化窒素:100% 光化学オキシダント: 85.5%(312/365日) 95.5%(5,201/5,448時間)	二酸化いおう：100% 一酸化炭素:—% 浮遊粒子状物質:99.7% 二酸化窒素:100% 光化学オキシダント: 87.9%(321/365日) 96.1%(5,236/5,448時間)
大気汚染防止法に基づく特定施設等の設置数 大気汚染防止法に基づく届出（新設）のあった、ばい煙発生施設や特定施設等の設置数	0件	1件
水質汚濁に係る環境基準の達成率（河川） 1年間の公共用水域の水質検査結果について、地点及び項目ごとの測定結果が環境基準を満たした回数の全測定回数に占める割合	生活環境　有害物質 九頭竜川:98%・100% （4項目）（26項目） 真名川:100%・100% （4項目）（21項目） 清滝川:100%・100% （4項目）（21項目） 赤根川 :100%・100% （4項目）（27項目）	生活環境　有害物質 九頭竜川:98%・100% （4項目）（26項目） 真名川:100%・100% （4項目）（21項目） 清滝川:100%・100% （4項目）（21項目） 赤根川 :100%・100% （4項目）（27項目）
水質汚濁防止法に基づく特定施設等の設置数 水質汚濁防止法に基づく届出（新設）のあった、特定施設等の設置数	2件	4件
公共下水道加入人口（区域内） 公共下水道に接続し、使用している人口	7,665人	7,868人

環境管理項目　（つづき）	実績値 令和６年度	実績値 令和７年度
農業集落排水加入人口（区域内） 農業集落排水に接続し、使用している人口	5,355 人	5,205 人
合併処理浄化槽設置人口（区域内） 合併処理浄化槽を設置し、使用している人口	4,738 人	4,581 人
地盤沈下量 水準測量結果に基づく市内各地の地盤沈下変動量	城北町 ▲4.3mm	城北町 ▲2.8mm
騒音規制法に基づく特定工場、特定建設作業届出の件数 騒音規制法に基づき、特定工場及び特定建設作業として届出された件数	0 件	1 件
振動規制法に基づく特定工場、特定建設作業届出の件数 振動規制法に基づき、特定工場及び特定建設作業として届出された件数	0 件	1 件
悪臭に係る特定施設の届出件数 福井県公害防止条例に基づき、悪臭に係る特定施設として新たに届出された件数	11 件	11 件
公害防止協定の締結数 福井県公害防止条例及び大野市環境保全条例等に基づき、大野市と公害防止協定を締結した工場、事業場数（累計）	15 件	15 件
典型７公害（大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭）に係る苦情処理の件数 １年間の公害苦情処理件数の中で、典型７公害に関する処理件数	総数：4 件 ※内訳 大気汚染：1 件 水質汚濁：0 件 地盤沈下：0 件 土壌汚染：0 件 騒音：2 件 振動：0 件 悪臭：1 件	総数：19 件 ※内訳 大気汚染：11 件 水質汚濁：0 件 地盤沈下：0 件 土壌汚染：0 件 騒音：8 件 振動：0 件 悪臭：0 件
典型７公害以外の公害に係る苦情処理の件数 １年間の公害苦情処理件数の中で、典型７公害以外の公害に関する処理件数	5 件	16 件
ＰＲＴＲ届出事業所数、届出排出量 ＰＲＴＲ制度に基づき、第一種指定化学物質の排出量について、市内で届出をした事業所数と、その１年間の排出量	9 件 8,393kg	引用データ公表前
市の支援を受けて環境美化に努める団体の活動回数 道路・河川の清掃や手入れなどを行う地域団体の活動を支援し、地域の団体が実施する社会奉仕活動の回数	98 件	127 件
環境パトロールの実施日数 不法投棄物の発見等を目的に市内を巡回した年間実施回数	県合同パトロール 12 日 環境監視員　120 日	県合同パトロール：12 日 環境監視員：134 日

施策の基本方針(2)　良好な景観形成及び歴史的、文化的遺産の保存

①良好な景観形成

＜令和７年度の取組状況＞

- 屋外広告物について、良好な景観の形成や風致が維持されるよう、条例に基づき適正な規制を行った。申請があった 186 件の屋外広告物に対して審査を行うとともに、必要に応じて指導や助言を行った。
- 歴史的な街なみ景観の保全及び居住環境の整備改善を図るため、七間通りまちづくり協定を 10 年間更新するとともに、景観形成地区内の建築物に係る修景工事１件に対して補助を実施した。
- 星空保護区の認定継続に向け、夜空の明るさ調査で得られたデータを年次報告書に取りまとめ、認定機関であるダークスカイ・インターナショナルへ提出した。
- 節電と光害対策への関心を高めるため、事業者の賛同を得て、７月及び２月にライトダウンキャンペーンを実施し、賛同事業者は 77 件と前年度から６件増加した。《再掲》

②歴史的、文化的遺産の保存

＜令和７年度の取組状況＞

- 歴史博物館で５回、民俗資料館で１回、くずりゅう化石ラボ　ガ・オーノで２回企画展を開催したほか、学校や地域へ学芸員を講師として派遣し出前授業を開催した。
- 公民館や放課後子ども教室で太鼓教室を開催するなど、伝統芸能や伝統行事に親しむ機会を提供した。
- 大野市結の故郷伝統文化認証審査会を開催し、「おおの遺産」として新たに新町区の「あぶらや地蔵尊御例祭」を認証した。
- 「県指定天然記念物　白山神社のカツラ環境整備事業」について県と市とで支援し管理者の負担軽減を図った。

③公園や空き家、空き地の適正管理の促進

＜令和７年度の取組状況＞

- 都市公園の管理・清掃業務や河川維持業務を各地区に委託・補助し、地域住民による環境美化活動及び良好な生活環境の維持を促進した。

- 空き家相談会を計３回開催するとともに、管理不全な空き家の所有者等に対する助言・指導や、危険な空き家の除却に対する補助を実施し、適正管理及び解体を促進した。
- 都市機能誘導区域内の空き家や空き店舗等を活用してにぎわいの創出に取り組む事業者を支援する店舗形成事業において、新規出店者２件に対し経費の一部を補助した。
- 空き地の雑草繁茂に関する市民からの相談に対して迅速かつ適切に対応するとともに、土地所有者への連絡が困難な場合は所有者調査を実施し、適切な維持管理に向けた指導・助言を行った。

《数値目標》

数値目標	参考値 令和元年度	基準値 令和６年度	実績値 令和７年度	目標値 令和12年度
管理不全空家等と特定空家等の除却数（累計） 市が定める危険な空き家の状況を測る指標で、危険な空き家の減少（除却数の増加）を目指します。	－件 （累計６件）	－件 （累計17件）	１件 （累計18件）	10件 （累計27件）
「大野には自慢できる都市景観がある」と感じている市民の割合 **［市民アンケートに基づく指標］** 「大野の都市景観に対する誇り」に対する市民の主観的な受け止め方を測る指標で、肯定的に受け止めている市民の割合の増加を目指します。	－ （当時は数値目標未設定）	33.3%	アンケート未実施年度	36.7%

《環境管理項目》

環境管理項目	実績値 令和６年度	実績値 令和７年度
景観形成地区の指定面積 都市景観条例に基づき指定された景観形成地区の面積の総数（累計）	8.2ha	8.2ha
景観誘導の件数 都市景観条例に基づく都市景観形成地区内の届出行為や、大規模建築物等の届出行為について、良好な景観の保全あるいは創造に向けて誘導を行った件数	10件	8件
指定文化財等の点数 国、県、市により指定された文化財の総数（累計）	145点 （令和６年度１点）	145点 （令和７年度０点）
埋蔵文化財の確認件数 市内で確認された埋蔵文化財件数の総数（累計）	161件 （令和６年度０件）	161件 （令和７年度０件）
おおの遺産の認証件数 おおの遺産に認証された文化遺産の総数（累計）	28件 （令和６年度３件）	29件 （令和７年度１点）
都市公園の整備面積 都市計画法に基づき整備された公園において供用が開始されている公園の総面積（累計）	41.57ha	41.57ha

基本目標５　総合的な取組の推進

施策の基本方針(1)　総合的な環境対策

①持続可能な社会を支える人材の育成

＜令和７年度の取組状況＞

- 保育園児を対象とした ECO 紙芝居、小学生親子を対象としたエネルギー教室、中学生を対象とした ECO 落語、事業者を対象とした脱炭素経営セミナー、外国人を対象としたごみ分別講座など、多様な世代や立場に応じた環境学習及び出前講座を実施し、環境意識の向上を図った。
- 小中学校において環境教育計画を策定し、SDGs の視点を取り入れた環境学習を実施した。
- 各地区の公民館において、県産材を活用した木工教室や省エネルギー講座、公共交通機関を利用した見学ツアー、自転車による自然観察会など、環境をテーマとした講座を８公民館で延べ 22 回開催し、環境について考え行動する機会を提供した。
- 結の故郷地域が輝く交付金を市内９地区に交付し、環境美化活動を含む地域主体の活性化事業を支援した。

②多様な主体との協働・連携の推進

＜令和７年度の取組状況＞

- 脱炭素推進会議構成団体を中心に「おおの環境フェア 2025」を開催するとともに、大野商工会議所や越前信用金庫と連携して事業者向けの脱炭素経営セミナーを３回開催し、環境・脱炭素に関する情報共有や多様な主体の連携促進を図った。
- 市内中学生で構成する「イトヨ守り隊」の活動を実施し、本願清水イトヨ生息地における保全活動や生物調査、環境学習を通じて、学校と連携しながら地域の自然環境への理解を深める機会を創出した。
- ふくい嶺北連携中枢都市圏と連携し、フードドライブの実施や環境アドバイザー派遣事業の活用など、広域連携による環境課題の解決に取り組んだ。

- ふくい SDGs パートナーに登録する市内団体や、大野市と SDGs に関する連携協定を締結する企業などで構成する「おおの SDGs パートナー連絡協議会（令和７年度末登録者数 54 者)」において、交流会を開催し、登録団体による SDGs 達成に向けた取組の発表やシーズニーズマッチングの場を提供した。

③環境情報の収集と共有化

＜令和７年度の取組状況＞

- 野焼き防止の注意喚起及びライトダウンキャンペーン、フードドライブ、本願清水イトヨの里のイベント情報など、環境保全や脱炭素に関する情報をホームページ、広報おおの及び LINE で適時発信し、市民及び事業者への普及啓発を行った。
- 「おおの環境フェア 2025」において、事業者や市民団体による環境配慮活動の取組を紹介・発信し、市民への普及啓発を行った。
- 消費者月間（５月）や環境月間（６月)、水の週間（８月１日～７日）などの機会を捉え、環境保全や水環境に関する啓発活動及び情報発信を実施した。
- 気候変動と水循環の関係に関する知見の収集・蓄積を目的として、県外の３大学と共同研究を実施した。

《数値目標》

数値目標	参考値 令和元年度	基準値 令和６年度	実績値 令和７年度	目標値 令和12年度
環境に関する出前講座等の受講者数 環境学習に対する市民の関心度を測る指標で、講座受講者数が令和４年度より増加することを目指します。（令和５～６年度は受講者数が例外的に多かったため、基準年度には設定しない。）	281人	353人 （令和４年度） （令和５年度：3,134人） （令和６年度：1,600人）	1,062人	500人
環境アドバイザーの派遣回数 県及び市の環境アドバイザーの活用状況を測る指標で、派遣回数の増加を目指します。	6回	6回	5回	22回
企業や団体との連携協定に基づく環境に関する取組件数（累計） 企業や団体と連携した環境に関する取組状況を測る指標で、取組件数（累計）の増加を目指します。	－ （当時は数値目標未設定）	5件	17件	41件

《環境管理項目》

環境管理項目	実績値 令和６年度	実績値 令和７年度
公民館での環境に関する講座等の開催数 公民館での環境に関する講座等の開催数	総数：21回 ※内訳 大野公民館　１回 下庄公民館　２回 乾側公民館　２回 小山公民館　０回 上庄公民館　３回 富田公民館　２回 阪谷公民館　７回 五箇公民館　１回 和泉公民館　３回	総数：22回 ※内訳 大野公民館　１回 下庄公民館　２回 乾側公民館　０回 小山公民館　１回 上庄公民館　５回 富田公民館　２回 阪谷公民館　１回 五箇公民館　５回 和泉公民館　５回
環境アドバイザーの登録者数 市の環境アドバイザーに登録している人数（３月末時点）	8人	8人
広報紙等の紙面を利用した環境情報提供の件数 市が発行する広報紙等において、環境基本計画に関連する事項の内容を掲載した１年間の件数	22件	21件
市ホームページ内の環境情報ページのアクセス数 市公式ホームページ内「環境・住まい」ディレクトリ下にあるページの年間総アクセス数	81,108件	105,257件
市ＬＩＮＥの受信設定で「ごみ収集情報」を登録している人数 市ＬＩＮＥの受信設定で「ごみ収集情報」を登録している人数	2,244人	2,587人

第二部

公害の状況と環境基準

公害の種類ごとに公害の状況と環境基準を示します。
（今回の報告書で更新した箇所は赤字で示しています。）

公害とは

公害の定義

公害とは、事業活動その他の人の活動に伴って生じる、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音、振動及び悪臭によって、人の健康または生活環境に被害が生ずる現象をいいます（環境基本法第２条第３項）。これらは「典型７公害」と呼ばれ、法制度に基づき規制・対策が講じられています。

典型７公害

１　大気汚染

産業活動や交通などに伴い、有害物質が大気中に排出されることで、人の健康や生活環境、植物の生育、自然環境に悪影響を及ぼす状態をいいます。

２　水質汚濁

公共用水域及び地下に汚濁物質や有害物質が流入・浸透し、水質が悪化して人の健康や生態系に影響を与える状態をいいます。

３　地盤沈下

地下水の過剰な揚水などにより地層が圧密され、地表面が徐々に低下することで建築物や都市機能に影響を与える状態をいいます。

４　土壌汚染

土壌中の有害物質が存在し、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある状態をいいます。

５　騒音

交通機関や工場、建設作業などから発生する不快な音により、生活の質に影響を及ぼす状態をいいます。

６　振動

工場や自動車などの振動源から発生した地盤振動が構造物や生活環境に影響を与える状態をいいます。

７　悪臭

人に不快感や嫌悪感を与えるにおいにより、快適な生活環境を損なう状態をいいます。

典型７公害以外の公害

近年では、典型７公害に加え、生活環境や健康に影響を及ぼす新たな公害が問題となっています。代表的なものとして、日照阻害、電波障害、低周波空気振動、不法投棄、雑草の繁茂など、市民生活や事業活動に伴って発生する、典型７公害に含まれない公害が指摘されています。

公害関係法令の概要

（１）法律

環境基本法（平成５年11月19日公布）

（大気汚染）大気汚染防止法（昭和43年 6月10日公布）
ダイオキシン類対策特別措置法
（平成11年7月16日公布）

（水質汚濁）水質汚濁防止法（昭和45年12月25日公布）

（騒　　音）騒音規制法（昭和43年6月10日公布）

（振　　動）振動規制法（昭和51年6月10日公布）

（悪　　臭）悪臭防止法（昭和46年6月1日公布）

（土壌汚染）土壌汚染対策法（平成14年5月29日公布）
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律
（昭和45年12月25日公布）

（そ の 他）環境影響評価法（平成9年6月13日公布）
公害紛争処理法（昭和45年6月1日公布）
自然環境保全法（昭和47年6月22日公布）
生物多様性基本法（平成20年6月6日公布）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
（昭和45年12月25日公布）

（環境基準）大気・水質・騒音・土壌

（２）県条例・要綱

福井県公害防止条例	（平成9年3月20日施行）
福井県自然環境保全条例	（昭和48年6月30日施行）
水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例	（昭和48年 1月 1日施行）
福井県光化学スモッグ緊急時対策実施要綱	（昭和51年 7月 7日施行）
福井県大気汚染（硫黄酸化物）緊急時対策実施要綱	（昭和53年 6月 9日施行）
福井県地盤沈下対策要綱	（昭和50年10月27日施行）
福井県環境影響評価条例	（平成11年 6月12日施行）
福井県環境基本条例	（平成 7年 3月 16 日施行）

（３）市条例・要綱

大野市環境基本条例	（平成10年3月26日施行）
大野市環境保全条例	（昭和49年 4月 1日施行）
大野市地下水保全条例	（昭和52年12月 1日施行）
大野市地下水対策審議会設置条例	（昭和48年10月 1日施行）
大野市地下水保全基金設置条例	（平成12年12月25日施行）
大野市環境美化推進条例	（平成12年 7月19日施行）
大野市環境監視員設置要綱	（平成13年4月1日告示）
大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	（平成18年8月10日施行）

公害苦情処理件数の推移

年度	総数	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他
S59	30	3	8		9	1		3	6
60	34	3	5	1	2	1		6	16
61	20		4	1	7			6	2
62	23	6	3	1	6			1	6
63	24		4		2			3	15
H元	25	1	2		5			11	6
2	16		3		5			3	5
3	11		1		3			1	6
4	16		2		2			1	11
5	14	2	6		3			1	2
6	11		2		3			2	4
7	12		3		2	1		3	3
8	11		1		1	1		4	4
9	8		1		1			5	1
10	20	13	1					3	3
11	22	1	3		4			11	3
12	17	15						2	
13	16	10	2					2	2
14	15	9	1		3			1	1
15	18	11	4					2	1
16	8	4	1	1					2
17	20		9		2	1		3	5
18	28	4	9	2	4	1		7	1
19	42	19	12		3			3	5
20	97	30	20	2	7			2	36
21	83	38	14	3	3	1		4	20
22	42	23	11		2			4	2
23	44	20	10		2			2	10
24	38	17	8	1	1			3	8
25	19	12	4					1	2
26	13	7						2	4
27	26	12	1		2			1	10
28	29	16	3						10
29	44	18	4	1	3			2	16
30	48	21	6		1			6	14
R元	14	5	5					1	3
2	36	23	2		1			1	9
3	25	20	1					1	3
4	12	6	2					1	3
5	14	2		1	2			5	4
6	9	1			2			1	5
7	35	11			8				16

公害防止協定締結状況

No.	事業所名	業種	所在地	締結年月日
1	浜田モータース	解体業	中挟	昭和 49 年 4 月 1 日
2	富田酪農生産組合	酪農業	下麻生嶋	昭和 53 年 2 月 1 日
3	中竜鉱業㈱ （日本亜鉛鉱業㈱中竜鉱業所）	鉱業	上大納	昭和 60 年 7 月 4 日
4	永野家具工業㈱	家具製造業	中据	平成 8 年 9 月 9 日
5	㈱ジェフティ （㈱アサヒニット）	ニット製造業	中野 1 丁目	平成 9 年 7 月 7 日
6	㈱トリネックス	印刷業	中野 1 丁目	平成 9 年 7 月 16 日
7	ニチコン㈱富田工場	コンデンサ製造業	土布子	平成 11 年 2 月 10 日
8	ニチコン福井㈱	コンデンサ製造業	土布子	平成 12 年 5 月 23 日
9	㈱エツミ工学	レンズコーティング	中据	平成 13 年 2 月 15 日
10	六呂師堆肥センター	堆肥製造業	南六呂師	平成 15 年 9 月 8 日
11	ファーストウッド㈱大野工場	木材加工業	七板	平成 22 年 8 月 31 日
12	㈱福井グリーンパワー	木質バイオマス発電所	七板	平成 26 年 6 月 20 日
13	タニコー㈱大野流通センター	業務用厨房機器製造業	上荒井	平成 29 年 4 月 12 日
14	㈱ミズホ	自動車等精密部品製造業	中野 1 丁目	令和元年 7 月 24 日
15	㈱モンベル	物流センター	七板	令和 4 年 3 月 1 日

1　大気汚染

大気汚染について

大気汚染とは、産業活動や交通などの人の活動に伴って有害物質が大気中に排出され、人の健康や生活環境、植物の生育、自然環境に悪影響を及ぼす状態をいいます。

主な原因物質としては、工場や事業場等の煙突から排出されるいおう酸化物、ばいじん、自動車等から排出される窒素酸化物等があります。また、窒素酸化物と炭化水素が共存し、太陽光の作用を受けて光化学反応を起こすことにより、二次的に生成される光化学オキシダントも重要な汚染物質です。

大野市における大気汚染の状況は、県が設置した一般環境大気測定局（水落町）により常時監視されており、年間の測定結果は概ね良好な値で推移しています。

光化学オキシダントは春から夏にかけて環境基準を超えることがありますが、県、市町及び学校等が連携して高濃度時の連絡体制を整備しており、これまで注意報の発令には至っていません。

大気汚染防止法に基づき、工場や事業場から排出されるばい煙や粉じんには排出基準が定められています。

窒素酸化物については、本市の場合、環境基準のゾーン内 0.04ppm を上回ることがないよう努めることとされており、その排出源であるボイラー等固定発生源については、小規模施設を含め、その種類、規模ごとに排出基準が定められています。

＜令和７年度の状況＞

令和７年度において、大気汚染に関する苦情は 11 件ありました。このうち 10 件が野焼きに関するもので、一般住宅の敷地内、農地、畜産事業者及び農業法人の事業地など、様々な場所で発生しました。

苦情の内容は、野焼きによる煙や臭気が住宅内に入り込むことや、洗濯物に臭いが付着することなどが中心でした。野焼きが発生した場合は、関係機関とともに現地確認を行い、発生源に対して野焼きの中止や周辺住民への配慮を求めるなどの指導を行いました。

光化学オキシダントについては、令和７年６月６日に大野局で 0.093ppm を観測しました。注意報発令基準である 0.12ppm には達しなかったため、注意報の発令には至りませんでした。

大気汚染に係る環境基準

「大気の汚染に係る環境基準」とは、環境基本法（平成５年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいいます。

大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、 1 時間値の８時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/㎥以下であり、かつ、 1 時間値が 0.20mg/㎥以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	オゾンとして、８時間値が 0.07ppm 以下であり、かつ、日最高８時間値の 1 年平均値が 0.04ppm 以下であること。

備考

1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。
2. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m3 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m3 以下であること。
テトラクロロエチレ	1 年平均値が 0.2mg/m3 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m3 以下であること。

ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m3以下であること。

微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m3以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m3以下であること。

※各物質に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しません。

大気汚染物質の説明

物質	発生機構	性状	有害作用
二酸化いおう	いおう分を含有する燃料・原料の過熱・燃焼によって生じます。施設としてはボイラー・加熱炉などがあります。	無色の刺激性腐食性ガスで比重は空気の2.3倍です。	目・鼻・のどをひどく刺激し呼吸困難、さらに進むと肺気腫・肺浮腫・肺炎などを引き起こします。また、植物を枯らし、金属を腐食させます。
一酸化炭素	炭化水素系の燃料などが不完全燃焼したときに発生します。都市では多くが自動車排出ガスにより発生します。	空気よりわずかに軽い無色・無臭・無刺激性の気体です。	血液中のヘモグロビンと結合し、体内の酸素供給を妨げ、中枢神経を麻痺させます。
微小粒子状物質	物の燃焼などによって直接排出されるほか大気中での化学反応により粒子化したものがあります。	粒径が2.5μm以下の粒子状物質をいいます。	呼吸器の疾患のほか、循環器系への影響も考えられます。
光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素が強い紫外線を受けて、光化学反応を起こし、発生します。	光化学スモッグの原因物質はオゾンやパーオキシアセチルナイトレート（PAN)、アルデヒドなどがあります。	鼻やのどに刺激を与え、目まい・吐き気・発汗やぜんそくを引き起こします。

物質	発生機構	性状	有害作用
二酸化窒素	物を高温で燃焼すると空気中の窒素（N_2）がその熱により酸化されて発生します。工場や自動車など広範囲的に発生します。	赤褐色で特異な刺激臭をもっています。	目と呼吸器に刺激を与え、せき・咽頭痛を引き起こします。光化学スモッグの原因物質です。
一酸化窒素	物を高温で焼却すると空気中の窒素（N_2）がその熱により酸化されて発生します。工場や自動車など広範囲的に発生します。	空気よりやや重い無色・無臭の気体です。 大気中に放出された一酸化窒素は、二酸化窒素に酸化されます。	光化学スモッグの原因物質です。
全炭化水素	有機溶剤を使用する工場や石油貯蔵設備から排出されます。自動車排出ガスにも含まれています。	炭素(C)と水素(H)からなる各種の炭化水素全体をいいます。大気中に存在するメタン及び非メタン炭化水素を含む炭化水素の総称です。	非メタン炭化水素については、光化学スモッグの原因物質です。
メタン	自然界では、湿地や湖沼の有機物が腐敗・発酵して発生します。	常温、常圧で無色無臭の気体で、可燃性ガスです。	光化学スモッグの原因物質ではありませんが、地球温暖化の要因である温室効果ガスの一つです。
非メタン炭化水素	有機溶剤を使用する工場や石油貯蔵設備から排出されます。自動車排出ガスにも含まれています。	大気中に存在するメタン以外（脂肪族飽和炭化水素、不飽和炭化水素、芳香族炭化水素）の炭化水素の総称をいいます。	光化学スモッグの原因物質です。

大気汚染に係る規制基準

大気汚染防止法に定める規制対象物質は、次のとおりです。

大気汚染防止法に基づく規制対象物質

（１）ばい煙（同法第２章）
（２）揮発性有機化合物（ＶＯＣ）（同法第２章の２）
（３）粉じん（同法第２章の３）
（４）水銀等（同法第２章の４）
（５）有害大気汚染物質（同法第２章の５）
（６）自動車排出ガス（同法第３章）
（７）特定物質（同法第 17 条）

（１）ばい煙

ばい煙とは、大気汚染防止法第２条に定める、物の燃焼等に伴って発生するいおう酸化物、ばいじん及び有害物質であり、これらには排出基準が定められ、規制されています。

【ばい煙排出基準】（大気汚染防止法施行規則第３条～第５条）

①いおう酸化物（施行規則第３条）

排出基準は次の式で表されます。

$q = K \times 10^{-3} He^2$

・ｑ：いおう酸化物の許容排出量（$m^3{}_N$／h）

・K：地域ごとに定められる定数（同規則別表１）（大野市の場合：17.5）

・He：排出口の高さ（ｍ）

②ばいじん（施行規則第４条・別表２）

③有害物質（施行規則第５条・別表３・別表３の２）

対象となる有害物質は以下のとおりです。

・カドミウム及びその化合物

・塩素及び塩化水素

・フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素

・鉛及びその化合物

・窒素酸化物

（２）揮発性有機化合物（ＶＯＣ）

揮発性有機化合物（Volatile Organic Compounds）は、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因の一つであり、大気汚染防止法では、一定規模以上の施設を「揮発性有機化合物排出施設」として定め、施設の種類・規模要件ごとに排出基準を定めています。

（大気汚染防止法施行規則第 15 条の２、別表５の２）

（３）粉じん

粉じんとは、物の破砕、選別その他の機械的処理に伴って発生する粒子状の物質をいい、粉じん発生施設ごとに、構造並びに使用及び管理に関する基準を定め、規制されています。（大気汚染防止法施行規則第 16 条、別表６）

（４）水銀等

水銀等とは、水銀及びその化合物をいい、大気汚染防止法では、水銀に関する水俣条約の的確な実施を確保するため、一定規模以上の施設を「水銀排出施設」として定め、排出基準や測定義務を設けています。（大気汚染防止法第 18 条の 26～第 18 条の 40）

（５）有害大気汚染物質

有害大気汚染物質とは、低濃度であっても長期的な摂取により健康影響が生ずるおそれのある物質で 248 種類が指定されています。このうち、特に優先的に対策に取り組むべき物質（優先取組物質）として 23 種類が選定され、国、地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務が定められています。（大気汚染防止法第 18 条の 41～第 18 条の 45）

（６）自動車排出ガス

自動車排出ガスとは、大気汚染防止法施行令第４条に定める一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物、窒素酸化物及び粒子状物質であり、物質ごとに許容限度が定められています。

（７）特定物質

特定物質とは、物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康若しくは生活環境にかかる被害を生ずるおそれがあるものをいいます。

特定物質を発生する施設から事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに応急措置を講じ、かつ、速やかに復旧しなければなりません。

（大気汚染防止法第 17 条）

大気汚染防止法に基づく特定物質（大気汚染防止法施行令第 10 条）

アンモニア	ベンゼン	フッ化水素
ピリジン	シアン化水素	フェノール
一酸化炭素	硫酸（三酸化いおうを含む。）	ホルムアルデヒド
フッ化珪素	メタノール	ホスゲン
硫化水素	二酸化セレン	燐化水素
クロルスルホン酸	塩化水素	黄燐
二酸化窒素	三塩化燐	アクロレイン
臭素	二酸化いおう	ニッケルカルボニル
塩素	五塩化燐	二硫化炭素
メルカプタン		

大気汚染測定結果

物質名	年	平均値	最高値	物質名	年	平均値	最高値
二酸化いおう（ppm） 【基準値】 日平均値 0.04ppm 時間最高値 0.1ppm	28	0.000	0.008	全炭化水素（ppmC）	28	1.97	2.21
	29	0.000	0.005		29	2.00	2.31
	30	0.000	0.009		30	2.01	2.31
	R元	0.000	0.011		R元	2.03	2.46
	2	0.000	0.007		2	2.02	2.38
	3	0.000	0.008		3	2.04	2.28
	4	0.000	0.009		4	2.05	2.30
	5	0.000	0.002		5	1.99	2.36
	6	0.000	0.002		6	2.16	2.44
	7	0.000	0.016		7	2.16	2.45
浮遊粒子状物質（mg/㎥） 【基準値】 日平均値 0.10 mg/㎥ 時間最高値 0.20 mg/㎥	28	0.012	0.075	非メタン炭化水素（ppmC）	28	0.05	0.23
	29	0.011	0.070		29	0.07	0.26
	30	0.009	0.063		30	0.07	0.30
	R元	0.009	0.169		R元	0.07	0.30
	2	0.008	0.117		2	0.06	0.30
	3	0.008	0.088		3	0.06	0.23
	4	0.009	0.097		4	0.06	0.22
	5	0.011	0.081		5	0.05	0.21
	6	0.011	0.072		6	0.08	0.25
	7	0.013	0.135		7	0.07	0.21
一酸化窒素（ppm）	28	0.000	0.031	メタン（ppmC）	28	1.91	2.09
	29	0.001	0.048		29	1.93	2.21
	30	0.001	0.022		30	1.94	2.18
	R元	0.001	0.028		R元	1.96	2.37
	2	0.001	0.083		2	1.96	2.25
	3	0.001	0.060		3	1.98	2.10
	4	0.001	0.022		4	1.99	2.14
	5	0.002	0.032		5	1.94	2.23
	6	0.003	0.036		6	2.08	2.36
	7	0.001	0.046		7	2.10	2.30
二酸化窒素（ppm） 【基準値】 日平均値 0.06 ppm	28	0.003	0.038	光化学オキシダント（ppm） 【基準値】 時間最高値 0.06 ppm 【注意報発令】 時間最高値 0.12 ppm 【警報発令】 時間最高値 0.24 ppm 【重大警報発令】 時間最高値 0.4 ppm	28	0.034	0.109
	29	0.005	0.048		29	0.034	0.108
	30	0.003	0.025		30	0.034	0.087
	R元	0.003	0.024		R元	0.034	0.121
	2	0.004	0.046		2	0.032	0.096
	3	0.004	0.034		3	0.034	0.093
	4	0.003	0.033		4	0.032	0.093
	5	0.003	0.029		5	0.033	0.093
	6	0.003	0.030		6	0.033	0.081
	7	0.003	0.040		7	0.034	0.093

（資料：福井県　大気汚染情報）

【測定期日】常時監視

【基準値の出典】

・昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示「大気の汚染に係る環境基準について」

・昭和 48 年 5 月 16 日環境庁告示「大気の汚染に係る環境基準について」

・昭和 48 年 6 月 7 日環境庁通知「光化学スモッグ注意報等の発令基準について」

・昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示「二酸化窒素に係る環境基準について」

2　水質汚濁

水質汚濁について

水質汚濁とは、河川や湖沼などの公共用水域及び地下水に汚濁物質や有害物質が流入又は浸透し、水質が悪化することをいいます。主な原因としては、自然由来のもののほか、工場・事業場からの排水や家庭からの生活排水などがあり、水域が本来有する自然浄化能力を超える負荷が加わることで発生します。

本市では、河川の水質の現状を把握し、環境基準との適合状況を確認するとともに、水質保全対策に活用するため、大野市環境基本計画に掲げる 11 河川を中心に毎年度水質検査を実施しています。また、県が定める環境基準点における測定結果も活用しながら、市内河川の水質状況を継続的に監視しています。

また、中竜鉱山では昭和 62 年９月に採掘事業が中止されたことを受け、周辺地域の環境保全を図るため、平成 19 年６月に大野市、勝山市及び福井市で構成する三市環境保全対策協議会が設置されました。同協議会の指導のもと、中竜鉱業株式会社が中竜鉱山坑内の一般廃棄物埋立処分場の使用停止に伴う水質分析を継続して実施しています。

水質環境を保全するためには、工場・事業場における適切な排水管理を徹底するとともに、家庭からの生活排水による負荷の低減を図ることが重要です。このため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を進め、引き続き水質汚濁の防止に取り組む必要があります。

＜令和７年度の状況＞

【河川の水質検査】

大野市環境基本計画に定める 11 河川において、BOD（生物化学的酸素要求量）及び DO（溶存酸素量）の目標値の達成状況を確認するため、水質検査を実施しました（うち清滝川は県から提供を受けた測定結果を活用）。この結果、全 11 河川で目標値を達成しました（前年度も同様に達成）。

【中竜鉱山の水質検査】

中竜鉱業株式会社が令和７年度に実施した水質検査によると、ｐＨは基準値内で推移しており、有害物質及びダイオキシン類についても基準値を大幅に下回る低い値でした。経年的にも大きな変動は認められず、水質は安定した状態を維持していることが確認されました。

水質汚濁に係る環境基準

公共用水域の水質の保全を図るため、昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号により示された水質汚濁に係る環境基準では、「人の健康の保護に関する環境基準」並びに「生活環境の保全に関する環境基準」として河川等の公共用水域についてそれぞれの基準が定められています。

（1）人の健康の保護に関する環境基準

「人の健康の保護に関する環境基準」は、全ての公共用水域に適用されます。

人の健康の保護に関する環境基準

有害物質の種類	基準値
カドミウム	0.003mg/l 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/l 以下
六価クロム	0.02mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下
1，2－ジクロロエタン	0.004mg/l 以下
1，1－ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下
シス－1，2－ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
1，1，1－トリクロロエタン	1mg/l 以下
1，1，2－トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
1，3－ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
チウラム	0.006mg/l 以下
シマジン	0.003mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ベンゼン	0.01mg/l 以下
セレン	0.01mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
ふっ素	0.8mg/l 以下
ほう素	1mg/l 以下
1，4－ジオキサン	0.05mg/l 以下

<備考>

1．基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2．「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

人の健康の保護に関連する物質であっても、公共用水域における検出状況等から、現時点では直ちに「人の健康の保護に関する環境基準」の対象項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものは、「要監視項目」として位置づけられています。

なお、これらの要監視項目に設定される指針値は、長期間の摂取による健康影響を考慮して算定された値であり、一時的にこの値を超える場合があっても、直ちに健康上の問題に結びつくものではないとされています。

要監視項目及び指針値

項目	基準値
クロロホルム	0.06mg/l 以下
トランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
１，２－ジクロロプロパン	0.06mg/l 以下
ｐ－ジクロロベンゼン	0.2mg/l 以下
イソキサチオン	0.008mg/l 以下
ダイアジノン	0.005mg/l 以下
フェニトロチオン	0.003mg/l 以下
イソプロチオラン	0.04mg/l 以下
オキシン銅	0.04mg/l 以下
クロロタロニル	0.05mg/l 以下
プロピザミド	0.008mg/l 以下
EPN	0.006mg/l 以下
ジクロルボス	0.008mg/l 以下
フェノブカルブ	0.03mg/l 以下
イプロベンホス	0.008mg/l 以下
クロルニトロフェン	― 注1
トルエン	0.6mg/l 以下
キシレン	0.4mg/l 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/l 以下
ニッケル	― 注2
モリブデン	0.07mg/l 以下
アンチモン	0.02mg/l 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/l 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/l 以下
全マンガン	0.2mg/l 以下
ウラン	0.002mg/l 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）	0.00005mg/l 以下（暫定）注3

注１　胆のうがんとの因果関係が明らかになるまで指針値は設定しない。

注２　毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

注３　PFOS 及び PFOA の合計値

（２）生活環境の保全に関する環境基準

「生活環境の保全に関する環境基準」は、河川・湖沼・海域の公共用水域について水質類型を設定する方式を採用し、その類型指定は都道府県知事が行います。本市では、昭和 47 年３月 31 日福井県告示第 299 号により九頭竜川、昭和 53 年３月 31 日福井県告示第 316 号により真名川（平成 14 年に類型改定）、平成 14 年３月 29 日福井県告示第 310 号により清滝川及び赤根川が指定されています。

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度（ｐＨ）	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌数	該当水域
AA	水道１級 自然環境保全　等	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5mg/l 以上	20CFU/ 100ml 以下	九頭竜川 （九頭竜ダムより上流）
A	水道２級 水産１級 水浴　等	6.5 以上 8.5 以下	2mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5mg/l 以上	300CFU/ 100ml 以下	九頭竜川 （九頭竜ダムより下流） 真名川 清滝川 赤根川
B	水道３級 水産２級　等	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	25 mg/l 以下	5mg/l 以上	1,000CFU/ 100ml 以下	
C	水産３級 工業用水１級　等	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	50 mg/l 以下	5mg/l 以上		
D	工業用水２級 農業用水　等	6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上		
E	工業用水３級 環境保全　等	6.0 以上 8.5 以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l 以上		
備考	１．基準値は、日間平均値とする。大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×ｎ番目（ｎは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×ｎが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。 ２．農業用利水点については、ｐＨ6.0～7.5、ＤＯ5mg／l 以上とする。 ３．水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100ＣＦＵ／100ml 以下とする。 ４．水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。						

（注）自然環境保全　自然探勝等の環境保全
水道１級　ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道２級　沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道３級　前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
水産１級　ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
水産２級　サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
水産３級　コイ、フナ等、β―中腐水性水域の水産生物用
工業用水１級　沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水２級　薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水３級　特殊の浄水作業を行うもの
環境保全　国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

水質汚濁に係る環境基準に係る各項目の説明

項目	発生源	有害作用
カドミウム	• メッキ工場(カドミウムメッキ) • 化学工場(顔料、触媒、塩化ビニール安定剤) • 亜鉛精錬所	腎、尿細胞の再吸収作用が阻害され、カルシウムが失われ体内カルシウムの不均衡が起こり、ついで骨軟化症を起こします。(イタイイタイ病の原因)
シアン	• 電気メッキ工場 • 製鉄所、ガス工場、コークス工場、化学工場、(アクリルニトリル製造工場)など	目、咽頭上部気道を刺激し吸入が続けば頭痛、目まい耳なり、嘔吐などが起こり、さらに呼吸困難となります。高濃度のときは脳の呼吸中枢をまひさせ、呼吸停止を起こします。
鉛	• 化学工場(顔料、塗料) • ガラス工場 • 鉛蓄電池製造業 • 活字製造業･鉛管製造業	大量の鉛が体内に入ると急性中毒を起こし腹痛、下痢、尿閉が現れ激烈な胃腸炎とその結果、起こるショックのため死亡することがあります。少量の鉛が長期にわたって体内に入ると食欲不振、便秘、頭痛、四肢のまひ、けいれん、昏睡などを起こします。
六価クロム	• クロムメッキ工場 • 化学工場(顔料、触媒等) • 合金製造工業 • 皮革工場(クロムなめし)	大量のクロムを摂取すると、嘔吐、腹痛、尿閉、けいれん等が起こり死亡します。その他、皮膚炎、浮腫、潰瘍等を起こします。
砒素	• 化学工場(無機製品、触媒、農薬等の製造工場) • 硫酸製造工場 • 肥料工場(アンモニア製造工場)	大量に砒素を摂取すると1時間以内に悪心、嘔吐、下痢、脱水症状をきたし、さらに量が多いと激しい胃腸炎症状、血便、けいれん昏睡により死亡します。少量ずつ長期にわたって摂取すると手や足の知覚障害、皮膚は青銅色となり手のひらや足の裏は角化します。悪心、嘔吐、腹痛、よだれ、さらに肝臓肥大、腎炎を起こし循環障害で死亡します。
総水銀	• 化学工場(活性アルミナ昇こう、硫化水銀、リン酸水銀等製造業) • 水銀計器、乾電池、水銀灯製造業 • 水銀製造業	大量に摂取すると歯ぐきが腐り、血便が出ます。(無機水銀中毒)
アルキル水銀	• 水銀電解法苛性ソーダ製造業、アセチレン法塩化ビニールモノマー製造業	大量に摂取すると吐き気、嘔吐、腹痛、下痢などの徴候をきたし、長期にわたって摂取すると記憶力不良、意思集中不能、頭痛、不眠、味覚・嗅覚の異常、神経痛、よだれなど(水俣病の原因)を起こします。
ＰＣＢ(ポリ塩化ビフェニル)	• 電気機器製造業 • 化学工場 • 印刷業	皮膚に色素が黒く沈着し、全身の皮膚にニキビ様の吹き出物ができ、食欲不振、倦怠感、肝臓障害を起こします。
ジクロロメタン	• セルロース、樹脂、油脂やゴム製造業	高濃度で暴露すると嘔吐、四肢の知覚異常等を起こします。

項目	発生源	有害作用
四塩化炭素	• フロン類の原料、溶剤、洗浄剤等	皮膚、呼吸器を通して取り込まれ、麻酔作用、頭痛、嘔吐等の症状を起こします。
1,2－ジクロロエタン	• 塩化ビニルモノマー、ポリアミノ樹脂の原料等	頭痛、目まい、嘔吐、神経系統への影響等があります。
1,1―-ジクロロエチレン	• 塩化ビニリデン樹脂の原料	頭痛、視覚障害、疲労、知覚神経障害があります。
シス―-1,2―-ジクロロエチレン	• 染料抽出剤、合成中間体等	麻酔作用、肝障害等の影響があります。
1,1,1―-トリクロロエタン	• 金属の洗浄剤 • ドライクリーニング業	麻酔性、粘膜刺激性があります。
1,1,2―-トリクロロエタン	• 塩化ビニリデン原料、粘着剤、ラッカー、テフロンチューブ製造業	中枢神経障害、肝障害等の影響があります。
トリクロロエチレン	• 金属の洗浄剤 • 接着剤の塗料の溶剤	目、鼻、のどを刺激します。蒸気を吸引すると、頭痛、目まい、吐き気及び貧血、肝臓障害を起こします。発ガン性の疑いがあります。
テトラクロロエチレン	• ドライクリーニング業 • 金属の洗浄剤 • 繊維の精錬加工業	高濃度の場合、目、鼻、のどを刺激します。蒸気を吸引すると、麻酔作用があり、頭痛、目まい、意識喪失を起こします。発ガン性の疑いがあります。
1,3―-ジクロロプロペン	• 農薬（土壌くん蒸剤、殺線虫剤）	皮膚や眼球が刺激されます。
チウラム	• ゴルフ場（いおう殺菌剤）	咽頭痛、咳、痰、皮膚発疹、腎障害などの影響があります。
シマジン（ＣＡＴ）	• ゴルフ場（芝以外の除草剤）	目を刺激します。発がん性及び生殖機能または胎児への悪影響の疑いがあります。
チオベンカルブ	• 農薬（チオールカーバメート系除草剤）	神経系の障害を起こします。飲み込むと有害です。遺伝性疾患や生殖能力または胎児への悪影響の疑いがあります。
ベンゼン	• 染料、溶剤、合成ゴム等	頭痛、目まい、意識喪失等の症状があります。
セレン	• ガラス、窯業、半導体材料、光電池、コピー感光体等	蒸気の状態で強毒性隔膜壊死、熱症等があります。
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	• 電気メッキ、希土類精鉱 • 化学肥料	高濃度の場合、特に乳幼児がメトヘモグロビン血症を発症します。
ふっ素	• 金属研磨・ステンレス洗浄 • 鉄鋼業	高濃度の場合、斑状歯やふっ素沈着症が生じます。
ほう素	• 電気メッキ • ガラス・医薬品	高濃度の場合、嘔吐や腹痛、下痢及び吐き気が生じます。
1,4－ジオキサン	• 溶剤・安定剤・洗浄溶剤等	肝臓・腎臓への影響、白血球の減少や赤血球の増加、発ガン性があります。

水質指標の説明

項目	説明
ｐＨ （水素イオン濃度）	水が酸性であるか、アルカリ性であるかを示す尺度です。pＨ７が中性、それ以下で酸性、それ以上でアルカリ性です。水道水の基準値ではpH5.8～8.6と定められています。
ＢＯＤ （生物化学的酸素要求量）	水中の有機物を好気性微生物が分解するときに消費する酸素の量です。値が大きいほど河川が汚れているといえます。３㎎/ℓを越えると処理が困難になるとされています。
ＣＯＤ （化学的酸素要求量）	酸化剤により水中の有機物及び無機性被酸化物を酸化分解するのに要する酸素の量です。湖沼や海域の有機物汚濁の指標として用いられます。値が大きいほど汚れているといえます。
ＳＳ （浮遊物質量）	水に溶けない懸濁性物質の量をいいます。浮遊物質は魚類のえら呼吸を妨げ、また光の透過量を減少させます。値が大きいほど水生生物が生きにくくなるといえます。
ＤＯ （溶存酸素量）	水中に溶けている酸素の量です。魚類の生存には３㎎/ℓ以上、好気性微生物が活発に活動するためには２㎎/ℓ以上が必要といわれています。
大腸菌数	水が人畜の糞便により汚染されているかどうかを示します。値が大きいほど、口に入れた時の食中毒リスクが高まります。

水質汚濁に係る排水基準

特定事業場から公共用水域に排出される水については、排水基準を定める総理府令により全国一律に適用される排水基準が設定されています。この一般排水基準には、カドミウム、シアンなどの有害物質を対象とした健康項目と、ｐＨ、ＢＯＤなどの生活環境項目があります。

（１）健康項目に係る一般排水基準

健康項目に係る排水基準については、排出量の多少を問わず全特定事業場に適用されます。

健康項目に関する一律基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/l
シアン化合物	1 mg/l
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	1 mg/l
鉛及びその化合物	0.1 mg/l
六価クロム化合物	0.2 mg/l
砒素及びその化合物	0.1 mg/l
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003 mg/l
トリクロロエチレン	0.1 mg/l
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l
ジクロロメタン	0.2 mg/l
四塩化炭素	0.02 mg/l
1,2－ジクロロエタン	0.04 mg/l
1,1－ジクロロエチレン	1 mg/l
シス－1,2－ジクロロエチレン	0.4 mg/l
1,1,1－トリクロロエタン	3 mg/l
1,1,2－トリクロロエタン	0.06 mg/l
1,3－ジクロロプロペン	0.02 mg/l
チウラム	0.06 mg/l
シマジン	0.03 mg/l
チオベンカルブ	0.2 mg/l
ベンゼン	0.1 mg/l
セレン及びその化合物	0.1 mg/l
ほう素及びその化合物	10 mg/l(海域以外)
ふっ素及びその化合物	8 mg/l(海域以外)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じた値と、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/l
1,4-ジオキサン	0.5 mg/l

<備考>

1 「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

（2）生活環境項目に係る一般排水基準

生活環境項目に係る排水基準は、排水量が 50 ㎥/日以上の特定事業場のみに適用されます。

生活環境項目に関する一律基準

項　目	許　容　限　度
水素イオン濃度(pH)	5.8 以上 8.6 以下（海域以外）
生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg/l(日間平均 120 mg/l)
化学的酸素要求量(COD)	160 mg/l（日間平均 120 mg/l）
浮遊物質量	200 mg/l（日間平均 150 mg/l）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂含有量)	30 mg/l
フェノール類含有量	5 mg/l
銅含有量	3 mg/l
亜鉛含有量	2 mg/l
溶解性鉄含有量	10 mg/l
溶解性マンガン含有量	10 mg/l
クロム含有量	2 mg/l
大腸菌数	日間平均 800CFU/mL
窒素含有量	120 mg/l（日間平均 60 mg/l）
燐含有量	16 mg/l（日間平均 8 mg/ℓ）

<備考>

1　「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2　この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50 ㎥以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

3　水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、いおう鉱業（いおうと共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。

4　水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

5　生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

6　窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 9,000 mg/l を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

7　燐（りん）含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

（３）都道府県条例による上乗せ基準

一般排水基準では、水質汚濁防止が十分でないと認められる水域に排出される特定事業場の排水について、水質汚濁防止法第３条第３項の規定に基づき、都道府県の条例でより厳しい排水基準（上乗せ排水基準）が設定されます。本市においては、県の条例である「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年６月 30 日条例第 32 号、以下「排水基準条例」という。）により九頭竜川水域に上乗せ排水基準が設定されています。

九頭竜川水域に係る上乗せ排水基準（排水基準条例）

項目	業種／区分		水質汚濁防止法に基づく一律基準	上乗せ排水基準 単位：mg/l ・（　）：日間平均 九頭竜川水域 新設 排水量 3,000m³（下水道終末処理施設を設置する特定事業場にあっては 50,000m³） 未満	以上	既設 未満	以上
BOD・COD	1 食料品製造業		160（120）	80（60）	70（50）	120（100）	100（85）
	2 繊維工業・染色整理業			60（50）	50（40）	100（80）	85（70）
	3 紙･パルプ･紙加工品製造業	中芯用セミケミカルパルプ製造業		120（100）	100（85）	150（110）	130（100）
		その他		70（55）	60（45）	120（100）	100（85）
	4 化学工業	医薬品製造業		80（60）	70（50）	150（120）	130（100）
		その他		50（40）	45（35）	80（60）	70（50）
	5 旅館業			80（60）		－	
	6 し尿処理施設			－（30）		－（30）	
	7 下水道終末処理施設			－（20）		－（60）	－（40）
	8 その他			60（50）	50（40）	120（90）	100（75）
SS	1 食品製造業・染色整理業		200（150）	120（100）		150（120）	
	2 紙･パルプ･紙加工品製造業	中芯用セミケミカルパルプ製造業		120（100）		160（120）	
		その他		120（100）		150（120）	
	3 旅館業			120（100）		－	
	4 非金属鉱業及び鉱物･土石粉砕等処理業			150（120）		－	
	5 し尿処理施設			－（70）		－（70）	
	6 下水道終末処理施設			－（70）		－（120）	
	7 その他			90（70）		120（100）	

<備考>

1　「特定事業場」とは、昭和 53 年 3 月 31 日現在において水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げられている特定施設（以下「特定施設」という。）を設置する工場又は事業場をいう。

2　「新設」とは、昭和 53 年 8 月 1 日以後において特定施設を設置（下水道終末処理施設にあっては増設を含む。以下この項において同じ。）する工場又は事業場（同日において特定施設の設置の工事をしているものを除く。）をいう。

3　「排水量」とは、一日あたりの平均的な排出水の量をいう。

4　この表の数値は、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 2 条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

5　「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

6　この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水量が 50 ㎥以上である特定事業場に係る排出水について適用する。

7　この表の上欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる特定事業場の種類に属する特定事業場が同時に他の特定事業場の種類に属する場合において、同表によりその特定事業場の種類につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。

水道により供給される水の水質基準

水質基準に関する省令（厚生労働省令）では、水道法に基づき、水道により供給される水の水質基準が定められています。

当市では、地下水を水源として飲料水が利用されているため、この水質基準に適合することが求められます。

水道水の水質基準

項目	基準値
一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること
大腸菌	検出されないこと
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して 0.003 mg/l 以下
水銀及びその化合物	水銀の量に関して 0.0005 mg/l 以下
セレン及びその化合物	セレンの量に関して 0.01 mg/l 以下
鉛及びその化合物	鉛の量に関して 0.01 mg/l 以下
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して 0.01 mg/l 以下
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して 0.02 mg/l 以下
亜硝酸性窒素	0.04mg/l 以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して 0.01 mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して 0.8 mg/l 以下
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して 1.0 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下
シス－1,2－ジクロロエチレン及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
ペルフルオロ及びペルフルオロオクタン酸	0.00005mg/l 以下
ベンゼン	0.01 mg/l 以下
塩素酸	0.6 mg/l 以下
クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下
クロロホルム	0.06 mg/l 以下
ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下

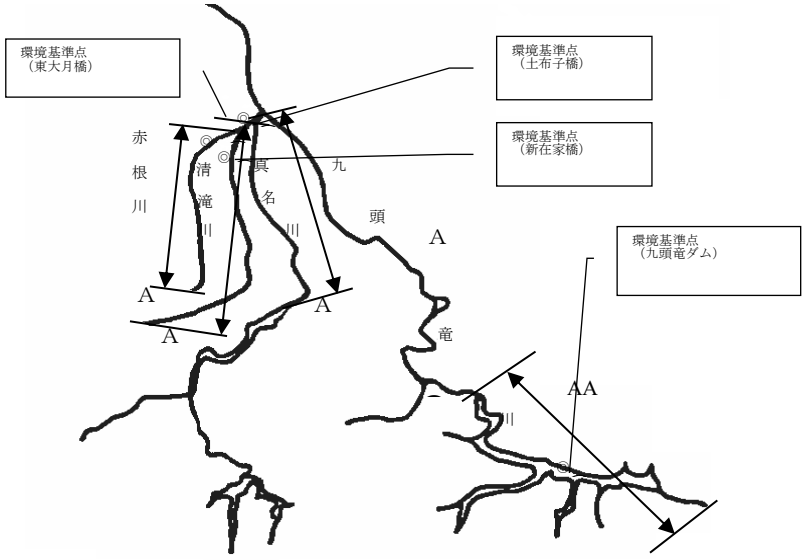
項目	基準値
ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下
臭素酸	0.01 mg/l 以下
総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下
トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下
ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下
ブロモホルム	0.09 mg/l 以下
ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して 1.0 mg/l 以下
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して 0.2 mg/l 以下
鉄及びその化合物	鉄の量に関して 0.3 mg/l 以下
銅及びその化合物	銅の量に関して 1.0 mg/l 以下
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して 200 mg/l 以下
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して 0.05 mg/l 以下
塩化物イオン	200 mg/l 以下
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/l 以下
蒸発残留物	500 mg/l 以下
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下
ジェオスミン	0.00001 mg/l 以下
2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下
非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下
フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005 mg/l 以下
有機物（全有機炭素の量）	3 mg/l 以下
ｐＨ値	5.8 以上 8.6 以下
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5 度以下
濁度	2 度以下

水質汚濁の現況

（１）河川の水質

河川等の公共用水域において現状を把握し、環境基準との適合状況を判定し、今後の水質保全対策に資するため、本市においては県の定めた環境基準点４地点、市の自主測定等により複数の河川の水質測定を定期的に実施しています。

本市では、環境基準の類型指定がなされている大野市環境基本計画に掲げる 11 河川を中心に、毎年度水質検査を実施しています。



【環境基準の水域類型の指定】

九頭竜川（九頭竜ダムより下流）、真名川、清滝川、赤根川

Ａ類型　　基準値＝pH　6.5 以上 8.5 以下、BOD　2 mg/l 以下、DO　7.5 mg/l 以上
SS　25 mg/l 以下、大腸菌数　300 CFU／100ml 以下

九頭竜川（九頭竜ダムより上流）

ＡＡ類型　　基準値＝pH　6.5 以上 8.5 以下、BOD　1 mg/l 以下、DO　7.5 mg/l 以上
SS　25 mg/l 以下、大腸菌数　20CFU／100ml 以下

[指　　定]

九頭竜川　（昭和 47 年 3 月 31 日福井県告示第 299 号）
真 名 川　（昭和 53 年 3 月 31 日福井県告示第 316 号）
清 滝 川　（平成 14 年 3 月 29 日福井県告示第 310 号）
赤 根 川　（平成 14 年 3 月 29 日福井県告示第 310 号）

[一部改正]

真 名 川　（平成 14 年 3 月 29 日福井県告示第 311 号）　　格上げ、指定範囲の変更

福井県では、水質汚濁防止法に基づき、県下における公共用水域の水質汚濁の状況把握を目的として、公共用水域の水質検査を実施しています。

本市においては、県が定めた環境基準点４地点（上図参照）で行われています。

水質の測定結果については、以下のとおりです。

九頭竜川水域の県が定めた環境基準点の測定結果（令和７年度）

河川名	測定地点名	類型	ｐＨ			ＤＯ				ＢＯＤ					ＳＳ			
			最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75％値	最小	最大	m/n	平均
九頭竜川	九頭竜ダム	AA	7.1	8.8※	1/10	8.1	11	0/10	9.6	<0.5	0.7	0/10	0.6	0.7	1.0	3.0	0/10	1.2
真名川	土布子橋	A	7.4	7.6	0/6	8.4	13.0	0/6	10.4	<0.5	0.5	0/6	0.5	0.5	<1.0	4.0	0/6	1.8
清滝川	新在家橋	A	7.2	7.6	0/6	8.1	13.0	0/6	10.2	<0.5	0.7	0/6	0.5	0.5	<1.0	6.0	0/6	2.3
赤根川	東大月橋	A	7.2	7.4	0/6	7.9	12.0	0/6	10.1	<0.5	0.9	0/6	0.6	0.6	1.0	4.0	0/6	2.3

（備考）ｍ：環境基準値を超える検体数　　ｎ：総検体数

① 平均値の計算に当たっては、有効数字を２桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、検出下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して検出下限値の桁までとする。

② 検出下限値未満の数値については、検出下限値の数値として取扱い、平均値を算出する。

※九頭竜川の pH について、年間 10 回実施した水質検査のうち、9 月に行った 6 回目の検査で環境基準値（6.5 以上 8.5 以下）を超過しました。それ以外の検査では、すべて基準値の範囲内でした。

市環境基本計画で設定する河川水質の目標値

◆九頭竜川、真名川、清滝川、赤根川、大納川、石徹白川の水質目標値（目標類型ＡＡ類型）
- ・BOD　1 mg/l 以下
- ・DO　7.5 mg/l 以上

◆新堀川、木瓜川、善導寺川の水質目標値（目標類型Ａ類型）
- ・BOD　2 mg/l 以下
- ・DO　7.5 mg/l 以上

◆縁橋川、中野用水の水質目標値（目標類型Ｂ類型）
- ・BOD　3 mg/l 以下
- ・DO　5 mg/l 以上

市内各河川の水質検査結果

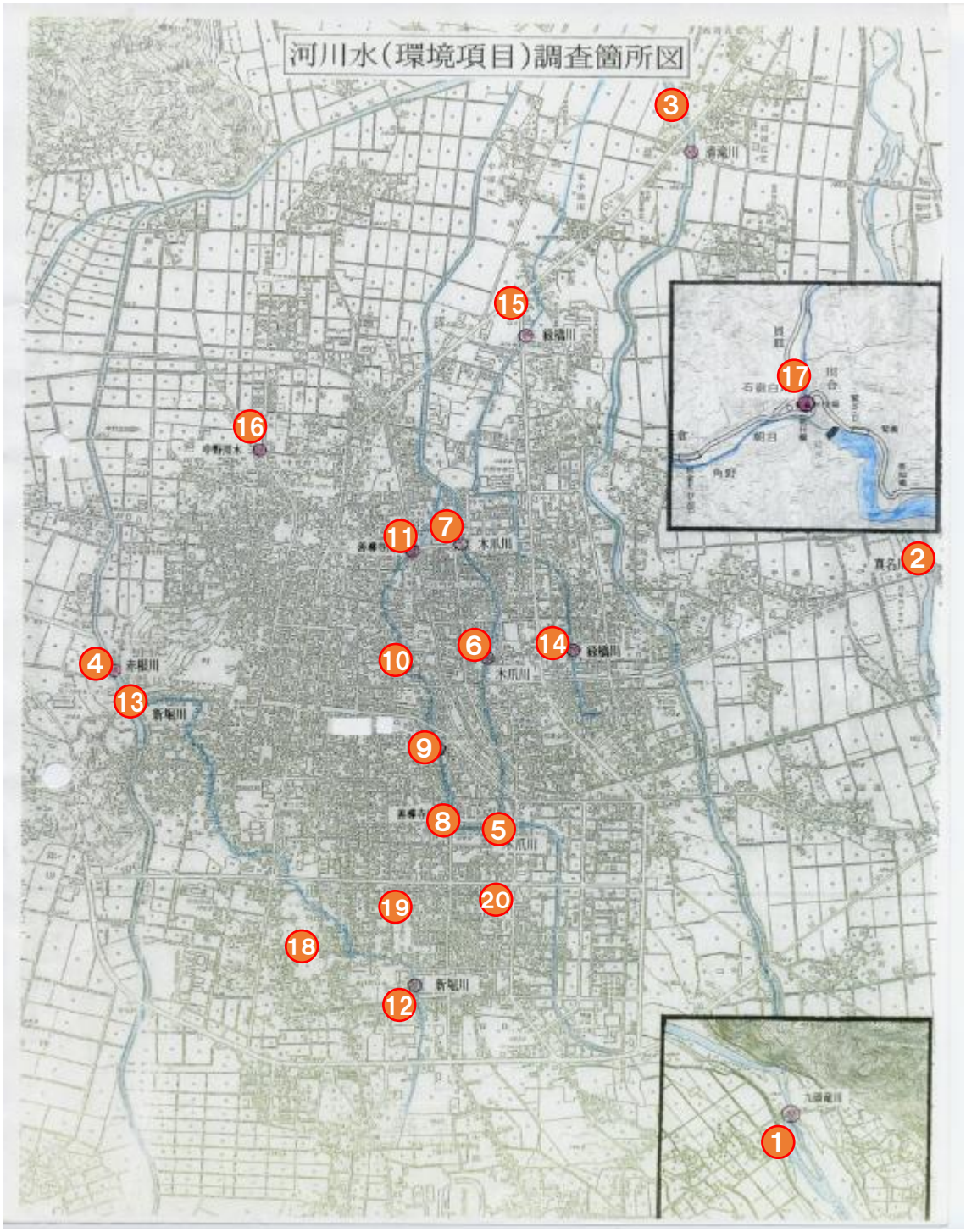
単位：mg／l（BOD,SS,DO）

河川	採水地点	検査項目	目標値	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
				秋	秋	秋	秋	秋	秋	秋	秋	秋	秋
九頭竜川	①阪谷新橋	pH	6.5～8.5	7.9	7.6	7.9	7.7	8.3	7.8	7.9	7.9	7.9	7.5
		BOD	≦1	0.8	<0.5	0.8	0.7	0.6	0.6	<0.5	0.6	0.7	<0.5
		SS	≦25	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0
		DO	≧7.5	11.0	12.0	10.0	12.0	11.0	10.0	10.0	11.0	11.0	11.0
真名川	②富田大橋	pH	6.5～8.5	7.9	7.7	7.6	7.8	8.3	7.7	8.1	7.7	7.8	7.9
		BOD	≦1	0.6	<0.5	0.7	0.6	0.7	0.6	<0.5	<0.5	0.7	<0.5
		SS	≦25	<1.0	2.0	1.0	<1.0	<1.0	<1.0	1.0	<1.0	<1.0	1.0
		DO	≧7.5	11.0	11.0	12.0	13.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
清滝川	③新在家橋	pH	6.5～8.5	7.5	7.1	7.7	7.7	7.3	6.9	6.8	7.5	6.8	7.2
		BOD	≦1	0.7	1.0	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	0.7	<0.5
		SS	≦25	4.0	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0	<1.0	2.0	<1.0	<1.0
		DO	≧7.5	9.7	10.0	11.0	11.0	11.0	8.4	9.5	8.8	9.2	8.8
赤根川	④亀山橋	pH	6.5～8.5	7.2	6.8	7.2	7.4	7.5	7.3	7.4	7.2	7.2	7.0
		BOD	≦1	0.7	1.0	1.0	0.8	0.7	0.7	0.5	0.8	0.9	<0.5
		SS	≦25	2.0	7.0	1.0	3.0	<1.0	1.0	3.0	3.0	<1.0	1.0
		DO	≧7.5	11.0	10.0	10.0	11.0	10.0	9.7	10.0	10.0	10.0	9.9
木瓜川	⑤弥生橋（上流）	pH	6.5～8.5	7.5	7.0	7.5	7.6	7.8	7.8	7.9	7.5	7.6	7.8
		BOD	≦2	1.8	0.9	1.4	1.0	1.3	1.6	1.1	0.9	0.8	<0.5
		SS	≦25	2.0	1.0	1.0	5.0	<1.0	1.0	<1.0	1.0	2.0	1.0
		DO	≧7.5	10.0	10.0	11.0	11.0	10.0	9.8	10.0	11.0	10.0	10.0
	⑥三角公園（中流）	pH	6.5～8.5	8.1	7.5	7.7	7.6	7.9	7.7	7.9	7.5	7.8	7.6
		BOD	≦2	1.8	1.1	1.7	0.9	1.1	1.4	0.8	1.3	<0.5	<0.5
		SS	≦25	<1.0	1.0	1.0	5.0	<1.0	<1.0	1.0	2.0	1.0	1.0
		DO	≧7.5	11.0	11.0	11	11.0	11.0	9.7	10.0	11.0	10.0	11.0
	⑦中荒井大橋（下流）	pH	6.5～8.5	7.6	7.5	7.6	7.6	7.8	7.0	8.0	7.3	7.3	7.2
		BOD	≦2	1.4	0.9	1.2	0.6	0.9	1.4	0.5	0.7	0.6	<0.5
		SS	≦25	<1.0	1.0	2	5.0	<1.0	1.0	1.0	1.0	3.0	1.0
		DO	≧7.5	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	10.0	10.0	11.0	10.0	10.0
善導寺川	⑧旧M工場横（上流）	pH	6.5～8.5	7.6	7.3	7.6	7.5	7.8	7.5	7.9	－	8.1	7.6
		BOD	≦2	1.7	1.9	1.4	1.4	1.3	1.2	0.7	－	0.7	0.5
		SS	≦25	1.0	2.0	2.0	1.0	1.0	2.0	1.0	－	1.0	1.0
		DO	≧7.5	10.0	11.0	11.0	10.0	10.0	9.5	10.0	－	11.0	9.9
	⑨越前大野駅前（中流上）	pH	6.5～8.5	7.7	7.4	7.7	7.6	7.8	7.5	7.8	7.6	7.8	7.4
		BOD	≦2	1.4	1.2	1.1	0.7	1.0	1.6	0.7	1.5	0.9	0.8
		SS	≦25	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	2.0	1.0	1.0	<1.0	<1.0
		DO	≧7.5	10.0	11.0	11.0	11.0	10.0	9.7	10.0	11.0	10.0	10.0
	⑩旧A工場前（中流下）	pH	6.5～8.5	7.7	7.4	7.6	7.6	7.8	7.5	7.9	7.7	7.6	7.5
		BOD	≦2	1.4	1.5	1.5	0.9	0.9	1.6	1.1	1.8	1.5	1.0
		SS	≦25	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	7.0	2.0	1.0	1.0	<1.0
		DO	≧7.5	10.0	10.0	11.0	11.0	8.7	9.5	10.0	11.0	11.0	11.0
	⑪毘沙門橋（下流）	pH	6.5～8.5	7.6	6.9	7.7	7.6	7.8	7.4	8.0	7.5	8.3	7.2
		BOD	≦2	1.6	1.4	1.5	0.9	1.1	1.3	1.3	2.1	1.6	0.7
		SS	≦25	2.0	1.0	2.	2.0	1.0	2.0	1.0	4.0	1.0	<1.0
		DO	≧7.5	10.0	11.0	11.0	11.0	10.0	9.9	11.0	11.0	11.0	11.0
新堀川	⑫Ｉ工場前（上流）	pH	6.5～8.5	6.9	6.7	7.0	7.0	7.8	7.7	8.0	7.6	7.7	7.6
		BOD	≦2	1.1	1.3	1.5	1.3	1.1	0.9	0.5	0.8	1.6	0.5
		SS	≦25	7.0	8.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	1.0	1.0	3.0
		DO	≧7.5	9.8	8.7	9.8	10.0	9.9	9.5	10.0	10.0	10.0	10.0
	⑬赤根川排水先（下流）	pH	6.5～8.5	7.8	7.3	7.6	7.8	7.7	7.0	7.3	7.3	6.9	6.9
		BOD	≦2	1.0	1.6	1.3	1.1	1.3	0.8	0.5	1.0	1.2	<0.5
		SS	≦25	2.0	5.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	8.0	3.0	<1.0
		DO	≧7.5	11.0	10.0	11.0	11.0	9.6	9.7	9.2	10.0	9.2	8.6
縁橋川	⑭建設会館前（上流）	pH	6.5～8.5	7.6	7.4	7.6	7.6	7.7	7.4	7.7	7.4	7.6	7.5
		BOD	≦3	1.6	1.8	1.7	1.3	1.0	2.3	1.1	1.7	<0.5	0.6
		SS	≦25	2.0	3.0	2.0	2.0	1.0	3.0	3.0	4.0	1.0	<1.0
		DO	≧5	11.0	11.0	11.0	10.0	9.7	8.3	9.2	10.0	10.0	10.0
	⑮N事業所前（下流）	pH	6.5～8.5	7.6	7.5	7.5	7.6	7.2	7.3	7.7	7.4	7.7	7.5
		BOD	≦3	1.8	1.4	1.7	0.7	0.8	2.2	3.1	1.8	2.4	0.6
		SS	≦25	4.0	3.0	2.0	20.0	1.0	2.0	6.0	2.0	1.0	<1.0
		DO	≧5	11.0	11.0	11.0	11.0	8.1	8.4	9.6	10.0	10.0	10.0

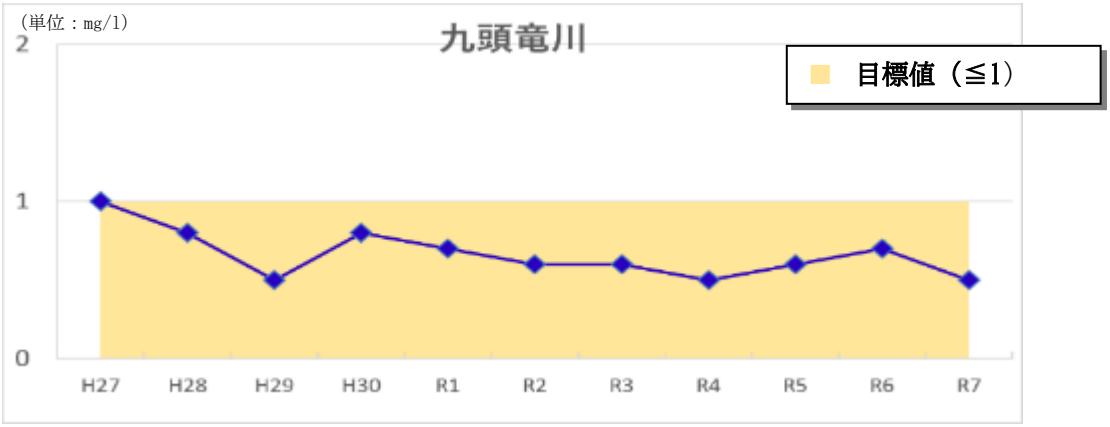
河川	採水地点	検査項目	目標値	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
				秋	秋	秋	秋	秋	秋	秋	秋	秋	秋
中野用水	⑯S事業所前	pH	6.5～8.5	7.5	7.2	7.3	7.3	7.5	7.3	7.6	7.4	7.3	7.4
		BOD	≦3	1.8	1.9	2.7	2.2	1.7	1.9	1.4	2.1	2.3	0.8
		SS	≦25	2.0	3.0	2.0	4.0	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		DO	≧5	10.0	10.0	10.0	10.0	8.6	7.9	9.0	10.0	9.9	9.8
石徹白川	⑰朝日橋	pH	6.5～8.5	7.6	7.3	8.0	7.6	7.8	7.9	7.8	7.8	7.8	7.3
		BOD	≦1	0.6	<0.5	0.8	0.6	<0.5	0.5	0.5	<0.5	0.8	<0.5
		SS	≦25	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	1.0	<1.0	<1.0	3.0
		DO	≧7.5	11.0	12.0	11.0	12.0	10.0	9.8	10.0	11.0	11.0	10.0

河川	採水地点	検査項目	目標値	R3年		R4年		R5年		R6年		R7年	
				秋	冬	秋	冬	秋	冬	秋	冬	秋	冬
大納川	⑱藤倉谷・黒谷合流点より上流	pH	6.5～8.5	7.9	7.7	7.8	7.4	8.0	7.7	7.9	7.4	7.9	7.5
		BOD	≦1	<0.5	<0.5	0.8	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
		SS	≦25	2.0	<1.0	<1.0	2.0	<1.0	2.0	<1.0	3.0	1.0	14.0
		DO	≧7.5	9.3	11.6	8.0	11.2	8.7	11.3	8.2	11.6	8.8	10.6
	⑲とどろき谷・大納川合流点より上流	pH	6.5～8.5	7.8	7.7	7.9	7.4	7.9	7.7	7.9	7.5	8.0	7.5
		BOD	≦1	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<	<0.5	<0.5	<0.5
		SS	≦25	2.0	<1.0	1.0	<1.0	1.0	4.0	<1.0	<1.0	<1.0	13.0
		DO	≧7.5	9.3	11.3	8.1	10.4	8.8	11.1	8.4	11.6	8.6	10.8
	⑳和佐谷・大納川合流点より下流	pH	6.5～8.5	7.8	7.6	7.9	7.4	7.9	7.6	7.8	7.5	7.8	7.3
		BOD	≦1	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	1.2	<0.5	<0.5	<0.5
		SS	≦25	2.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	1.0	<1.0	<1.0	1.0	17.0
		DO	≧7.5	9.4	11.9	8.3	11.3	8.6	10.8	9.4	11.5	8.6	11.1

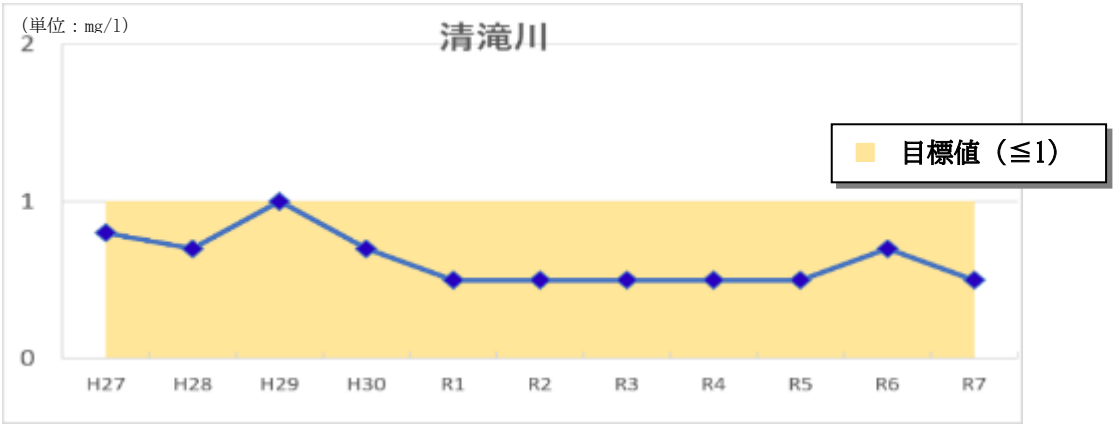
河川水（環境項目）調査箇所図



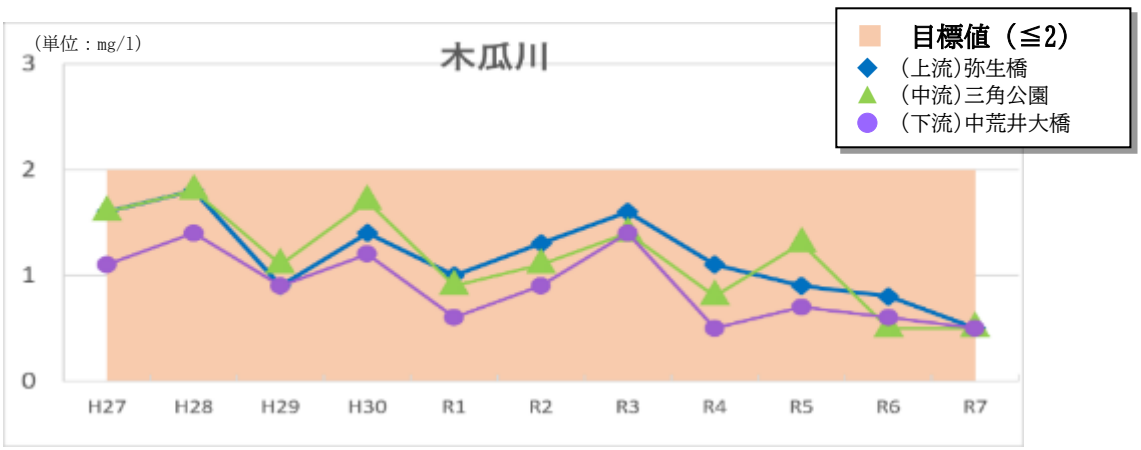
各河川のＢＯＤ値検査結果の推移

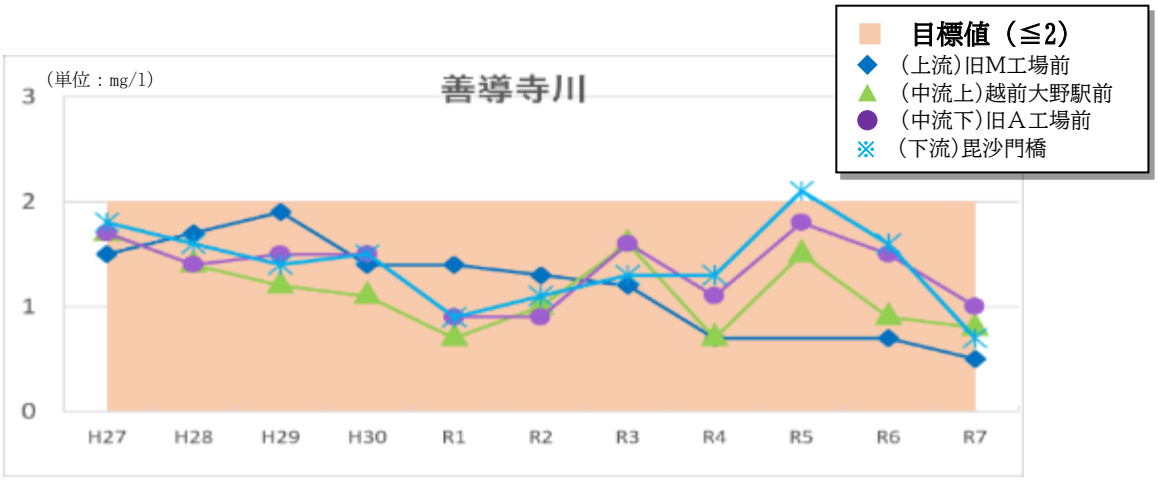


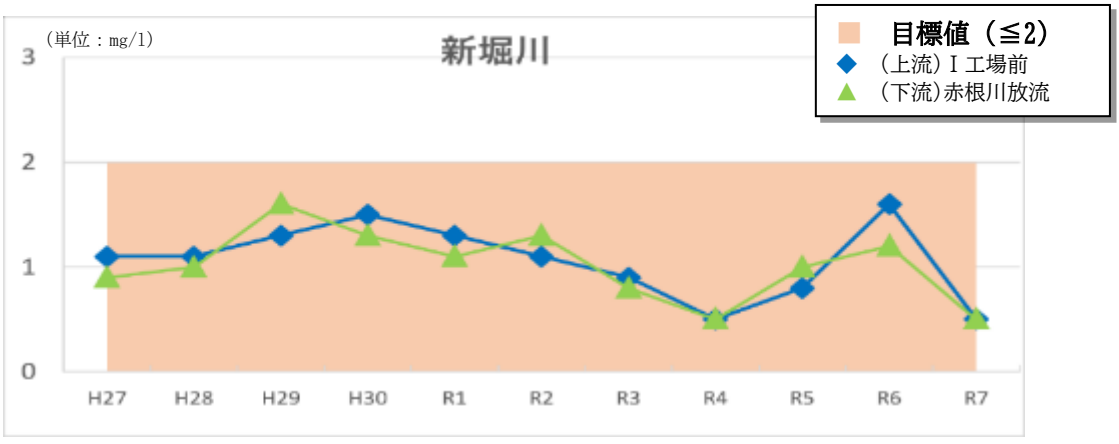




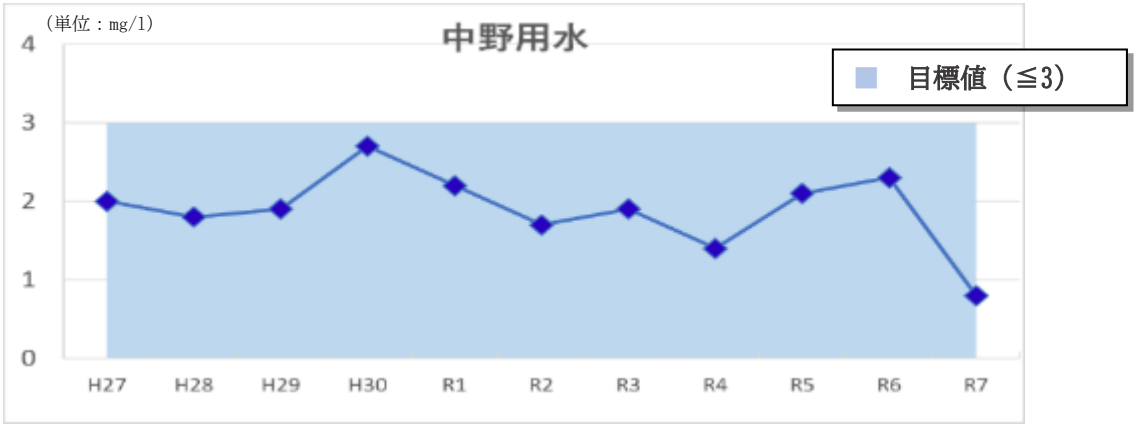


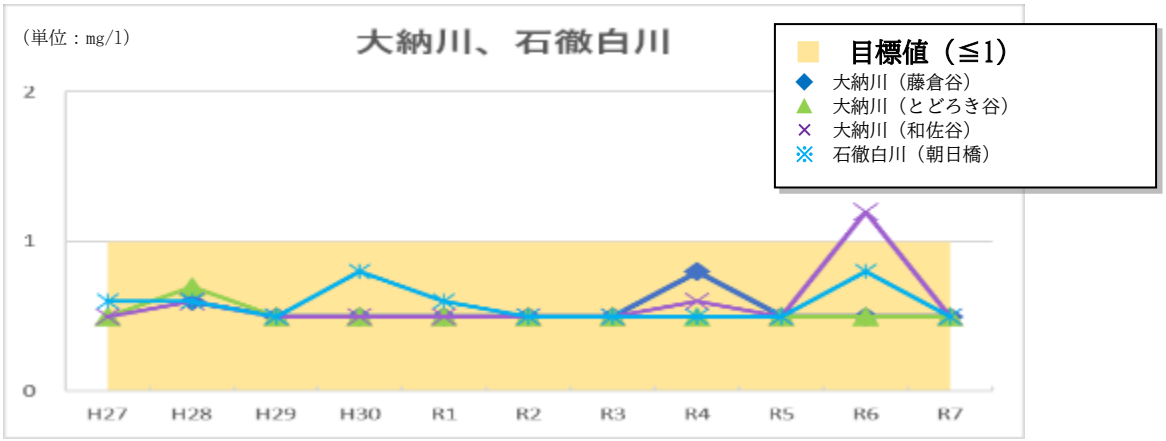

（単位：mg/l）
木瓜川
目標値（≦2）
（上流）弥生橋
（中流）三角公園
（下流）中荒井大橋
3
2
1
0
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7


（単位：mg/l）
善導寺川
目標値（≦2）
（上流）旧M工場前
（中流上）越前大野駅前
（中流下）旧A工場前
※（下流）毘沙門橋
3
2
1
0
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7


（単位：mg/l）
新堀川
目標値（≦2）
（上流）Ｉ工場前
（下流）赤根川放流
3
2
1
0
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7


（単位：mg/l）
緑橋川
目標値（≦3）
（上流）建設業会館前
（下流）Ｎ事業所前
4
3
2
1
0
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7


（単位：mg/l）
中野用水
目標値（≦3）
4
3
2
1
0
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7


（単位：mg/l）
大納川、石徹白川
目標値（≦1）
大納川（藤倉谷）
大納川（とどろき谷）
大納川（和佐谷）
石徹白川（朝日橋）
2
1
0
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7

（２）中竜鉱山の水質

中竜鉱山では昭和 62 年 9 月に採掘事業が中止され、その後、周辺地域の環境保全を図るため、平成 19 年 6 月に大野市、勝山市及び福井市で構成する三市環境保全対策協議会が設置されました。同協議会の指導のもと、中竜鉱業株式会社が中竜鉱山坑内の一般廃棄物埋立処分場の使用停止に伴う水質分析を継続して実施しています。

中竜鉱山の水質検査結果

採水地点：中山０m坑口

ｐＨ以外の単位　mg/ℓ

項目	基準値	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
		7/27	7/27	7/26	7/23	7/30	7/27	7/28	7/24	7/31	7/22
水素イオン濃度（ｐＨ）	5.8～8.6	7.8	7.9	7.9	7.8	8.0	8.1	7.9	8.0	8.0	7.9
銅	3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	,0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	＜0.01
亜鉛	2	0.12	0.16	0.11	0.13	0.13	0.21	0.20	0.01	0.21	0.21
カドミウム	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0015	0.0015	<0.0003	0.0011	0.0011	0.0015	0.0015
鉛	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シアン化合物	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
有機燐化合物	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
六価クロム化合物	0.5	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素及びその化合物	0.1	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.011	0.007	0.009	0.009	0.009	0.009
総水銀	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
トリクロロエチレン	0.3	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	3	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
1,3-ジクロロプロペン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン及びその化合物	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
アンモニア,アンモニウム化合物,亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100	0.42	<0.05	0.34	0.34	0.42	0.46	0.48	0.42	0.29	0.46
ふっ素及びその化合物	8	0.27	0.2	0.28	0.21	0.15	0.24	0.36	0.40	0.35	0.26
ほう素及びその化合物	10	<0.02	0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.04	0.02	0.02	<0.02	0.02
1,4-ジオキサン	0.5	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

採水地点：日の谷坑口

ｐＨ以外の単位　mg/ℓ

項目	基準値	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
		7/27	7/27	7/26	7/23	7/30	7/27	7/28	7/24	7/31	7/22
水素イオン濃度（ｐH）	5.8～8.6	7.9	7.9	8.0	7.9	8.0	8.0	8.1	8.1	8.1	8.0
銅	3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	＜0.01
亜鉛	2	0.026	0.017	0.020	0.019	0.019	0.031	0.023	0.030	0.035	0.033
カドミウム	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シアン化合物	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
有機燐化合物	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
六価クロム化合物	0.5	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素及びその化合物	0.1	0.026	0.026	0.026	0.026	0.020	0.019	0.023	0.023	0.027	0.027
総水銀	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
トリクロロエチレン	0.3	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	3	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
1,3-ジクロロプロペン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0017	0.0017
シマジン	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン及びその化合物	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
アンモニア,アンモニウム化合物,亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100	0.25	<0.05	0.25	0.26	0.29	0.27	0.27	0.29	0..27	0.30
ふっ素及びその化合物	8	0.48	0.33	0.38	0.47	0.41	0.46	0.67	0.57	0.49	0.40
ほう素及びその化合物	10	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02
1,4-ジオキサン	0.5	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

※平成１９～２６年度は排水経路を日の谷から黒当戸に切替えていたため、黒当戸坑口で採水しています。

排水のダイオキシン類分析結果

単位：pg－TEQ/L

採水年	採水日	基準値	採取地点 中山0m坑口	採取地点 日の谷坑口	採取地点 黒当戸坑口
平成24年度	5月22日	水質 環境基準 1pg－TEQ/L 排出基準 10pg－TEQ/L	0.063		0.062
	7月24日		0.063		0.062
	9月10日		0.063		0.062
平成25年度	4月25日		0.063		0.062
	7月10日		0.063		0.062
	9月11日		0.063		0.062
平成26年度	5月14日		0.063		0.062
	7月31日		0.063		0.062
	9月3日		0.063		0.062
平成27年度	5月14日		0.0003	0.000082	
	7月31日		0.00035	0.00006	
	9月15日		0.00028	0.000012	
平成28年度	4月27日		0.00033	0.00010	
	7月27日		0.00020	0.00008	
	11月11日		0.000074	0.000011	
平成29年度	5月11日		0.00018	0.00012	
	7月27日		0.00014	0.00003	
	10月11日		0.00010	0.000043	
平成30年度	5月17日		0.00095	0.000099	
	7月26日		0.00014	0.000020	
	10月16日		0.000091	0.000032	
令和元年度	5月8日		0.000063	0.000011	
	7月23日		0.00012	0.000018	
	10月28日		0.000083	0.000066	
令和2年度	5月28日		0.011000	0.000016	
	7月30日		0.000160	0.000024	
	10月29日		0.000089	0.000014	
令和3年度	5月26日		0.002700	0.000160	
	7月27日		0.000120	0.000016	
	10月30日		0.000120	0.000089	
令和4年度	5月26日		0.000100	0.000025	
	7月28日		0.000100	0.000033	
	10月24日		0.000090	0.000028	
令和5年度	5月24日		0.000082	0.000012	
	7月24日		0.000290	0.000026	
	10月4日		0.000130	0.000023	
令和6年度	5月22日		0.000097	0.000019	
	7月31日		0.000120	0.000042	
	10月22日		0.000160	0.000170	
令和7年度	5月29日		0.000080	0.000031	
	7月22日		0.000100	0.000035	
	10月22日		0.000045	0.000021	

※平成１９～２６年度は排水経路を日の谷から黒当戸に切替えていたため、黒当戸坑口で採水しています。

3　地盤沈下

地盤沈下について

地盤沈下は、地下水の過剰な揚水などにより地層が圧密され、地表面が徐々に低下する現象です。直接的な健康被害は少ないものの、建物や道路の損傷、排水機能の低下など、生活環境に影響を及ぼす場合があります。特に、地下水位の急激な低下が進むと沈下が進行するおそれがあるため、地下水の利用にあたっては節水を心がけ、適正な利用に努めることが重要です

平成 21 年度に実施した地下水総合調査において、乾側地区及び赤根川沿いの地域で地盤沈下の発生が確認されました。この地域は、低湿地で沖積粘性土が堆積しており、地盤沈下が生じやすい地域といえます。

このため、大野市城北町内に設置した地盤沈下観測井において、平成 28 年 10 月から 1 時間ごとに地盤沈下量及び地下水位を自動観測し、地盤沈下の状況を監視しています。

その他の地域では、大きな変化は確認されていませんが、地下水に急激な変化があれば地盤への影響も懸念されるため、冬季間の融雪に地下水を使用することを控えるなど市民一人一人の心がけが求められます。

＜令和７年度の状況＞

地盤沈下観測井（城北町）における令和７年度の地盤沈下量は 2.8mm となり、平成 29 年度からの累計沈下量は 29.6mm となりました。

地盤沈下観測地点



4　土壌汚染

土壌汚染について

土壌汚染とは、土壌中の有害物質により人の健康や生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある状態をいいます。

土壌は水、空気と並ぶ環境の重要な構成要素であり、生物の生存基盤であるとともに、物質循環の要として重要な役割を担っています。土壌は水、空気と比べて組成が複雑で、有害物質に対する反応も多様であり、一度汚染されるとその影響が長期にわたり継続するという特性があります。

土壌環境を保全するには、関係法令を遵守し、汚染の未然防止に努めることが重要です。また、土壌汚染が発生した場合には、有害物質の除去や無害化など、適切な措置を講じる必要があります。

＜令和７年度の状況＞

令和７年度において、土壌汚染に関する事案は確認されませんでした。

土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1ℓにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
砒（ひ）素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
1，2－ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。

項　　目	環　　境　　上　　の　　条　　件
1,1－ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.1mg以下であること。
シス－1,2－ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
1,1,1－トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,1,2－トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
1,3－ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
チ　ウ　ラ　ム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
シ　マ　ジ　ン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
ベ　ン　ゼ　ン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
セ　レ　ン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1ℓにつきふっ素0.8mg以下であること。
ほう素及びその化合物	検液1ℓにつきほう素1mg以下であること。
1,4－ジオキサン	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。

〈備考〉

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては本基準の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

3. 「検液中に検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

5. 1，2―ジクロロエチレンの濃度は、環境大臣が定める方法により測定されたシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

5　騒音

騒音について

騒音とは、一般に「不快な音」や「望ましくない音」の総称であり、その影響は心理的な不快感にとどまらず、生理機能への影響や作業効率の低下など、生活の質に広く及びます。近年、生活環境に対する意識の高まりに伴い、静穏で快適な環境を求める社会的要請は一層強まっています。

＜令和７年度の状況＞

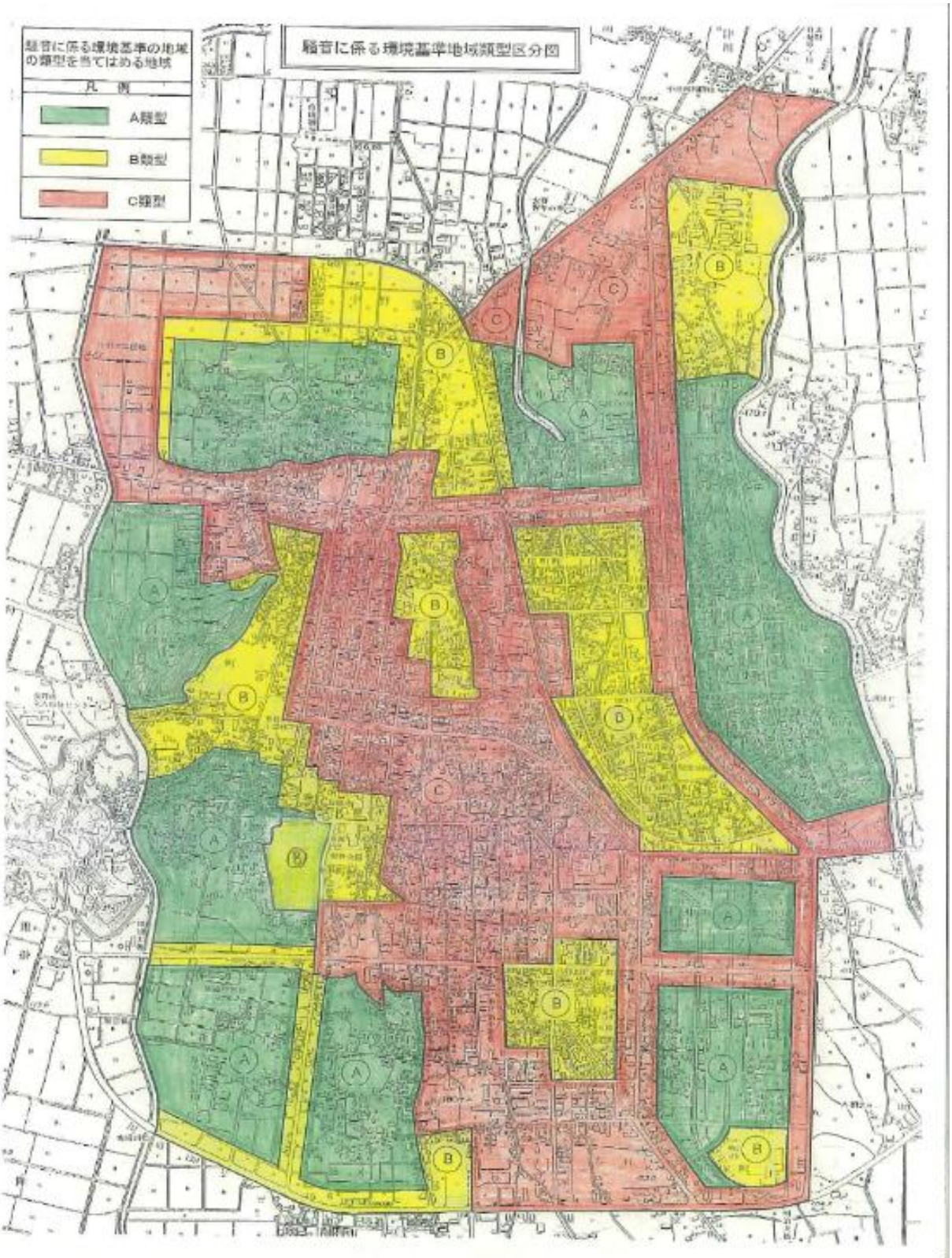
令和７年度において、騒音に関する苦情は８件でした。苦情の内容は、工場や事業所における設備・作業音のほか、カラオケ喫茶からの騒音、住宅の生活音、シャッター音及びガス乾燥機の運転音など、日常生活に起因するものが多く見られました。また、法令違反に該当する事案よりも、住民間の生活環境や近隣関係に起因する苦情としての性格が強い案件が多く見られました。

騒音レベルの目安

大きさ［デシベル］	具体例
２０	木の葉のふれ合う音
３０	郊外の深夜
４０	市内の深夜・図書館の中
５０	静かな事務所・エアコン室外機（始動時）
６０	普通の会話・静かな乗用車
７０	電話のベル・騒々しい街頭
８０	電車の中・地下鉄の車内
９０	犬の鳴き声（正面５ｍ）・カラオケ（店内客席中央）
１００	電車通過時のガード下
１１０	自動車のクラクション（前方２ｍ）
１２０	飛行機のエンジン付近
１３０	最大可聴値

騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準における地域の類型を当てはめる地域



（１）環境基準

環境基準（道路に面する地域以外）

地域の類型	基　準　値	
	昼　間	夜　間
	午前 6 時～ 午後 10 時	午後 10 時～ 翌午前 6 時
Ａ地域及びＢ地域	５５デシベル以下	４５デシベル以下
Ｃ地域	６０デシベル以下	５０デシベル以下

（２）道路に面する地域に係る環境基準

道路に面する地域に係る環境基準

地　域　の　区　分	基　準　値	
	昼　間	夜　間
	午前 6 時～ 午後 10 時	午後 10 時～ 翌午前 6 時
Ａ地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	６０デシベル以下	５５デシベル以下
Ｂ地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	６５デシベル以下	６０デシベル以下

備考：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

特　例

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりとします。

地　域　の　区　分	基　準　値	
	昼　間	夜　間
	午前 6 時～ 午後 10 時	午後 10 時～ 翌午前 6 時
幹線交通を担う道路に近接する空間	７０デシベル以下	６５デシベル以下

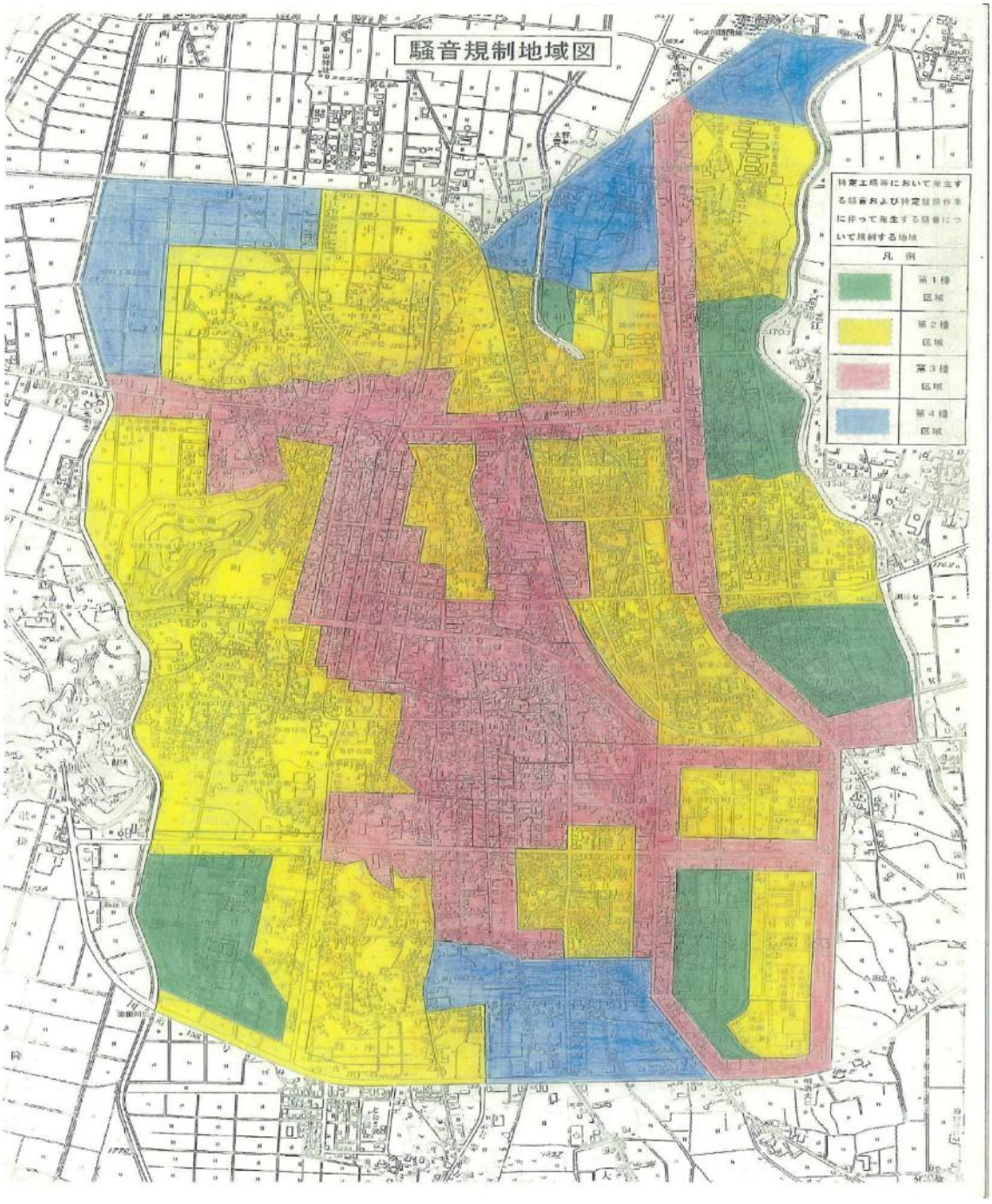
<備考>個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

幹線道路を担う道路：高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（4 車線以上の車線を有する区間に限る。）、自動車専用道路

騒音に係る規制地域

騒音による影響は、発生源の周辺地域のみに限られ、広域的に影響を及ぼすおそれがないことから、騒音規制法では工場騒音及び建設騒音等から生活環境を保全する必要がある地域を「騒音規制地域」として指定し、その地域内にある特定の工場及び特定の建設作業から発生する騒音について規制処置が取られています。

騒音規制地域



騒音に係る規制基準

（１）特定工場における騒音規制

特定工場において発生する騒音の許容限度　（平成 19 年大野市告示第 33 号）

区域の区分	朝 午前 6 時～ 午前 8 時	昼間 午前 8 時～ 午後 7 時	夕 午後 7 時～ 午後 10 時	夜間 午後 10 時～ 翌午前 6 時
第１種区域	４５デシベル	５０デシベル	４０デシベル	４０デシベル
第２種区域	５０デシベル	６０デシベル	５０デシベル	４５デシベル
第３種区域	６０デシベル	６５デシベル	６０デシベル	５５デシベル
第４種区域	６５デシベル	７０デシベル	６５デシベル	６０デシベル

※第２～４種区域において、学校・保育所･病院･患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から５デシベルを減じるものとする。

（２）自動車に係る騒音規制

自動車騒音対策としては、環境基準を目標としてそれぞれの行政機関が対処することになっていますが、実質的な対策としては測定した結果が総理府令で定める命令による限度を超えていた場合、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することができます。

自動車騒音の限度を定める総理府令

区域の区分	昼間 午前 6 時～ 午後 10 時	夜間 午後 10 時～ 翌午前 6 時
ａ区域及びｂ区域のうち１車線を有する道路に面する区域	６５デシベル	５５デシベル
ａ区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域	７０デシベル	６５デシベル
ｂ区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びｃ区域のうち車線を有する道路に面する区域	７５デシベル	７０デシベル

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（２車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、２車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとされています。

（注）

ａ区域　第１種低層住居専用地域・第１種中高層住居専用地域

ｂ区域　第１種住居地域

ｃ区域　近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域

車線　一縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

幹線道路を担う道路　高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（4 車線以上の車線を有する区間に限る。）、自動車専用道路

騒音に係る特定施設

騒音規制法に基づく特定施設　　（騒音規制法施行令第１条）

施設の種類	規模･能力
(1) 金属加工機械	
イ　圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5ｋW以上のものに限る。
ロ　製管機械	すべてのもの。
ハ　ベンディングマシン	ロール式のものであって､原動機の定格出力が 3.75ｋW以上のものに限る。
ニ　液圧プレス	すべてのもの｡(矯正プレスを除く｡)
ホ　機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。
ヘ　せん断機	原動機の定格出力が 3.75ｋW以上のものに限る。
ト　鍛造機	すべてのもの。
チ　ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの。
リ　ブラスト	タンブラスト以外のものであって､密閉式のものを除く。
ヌ　タンブラー	すべてのもの。
ル　切断機	といしを用いるものに限る。
(2) 空気圧縮機及び送風機	空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして指定されたものを除き、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。） 送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
(3) 土石用又は鉱物用の破砕機､摩砕機､ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5ｋW以上のものに限る。
(4) 織機	原動機を用いるものに限る。
(5) 建設用資材製造機械	
イ　コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き､混練機の混練容量が 0.45m^3 以上のものに限る。
ロ　アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。
(6) 穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5ｋW以上のものに限る。
(7) 木材加工機械	
イ　ドラムバーカー	すべてのもの。
ロ　チッパー	原動機の定格出力が 2.25ｋW以上のものに限る。
ハ　砕木機	すべてのもの。
ニ　帯のこ盤	製材用のものにあっては､原動機の定格出力が 15ｋW以上のもの、 木工用のものにあっては､原動機の定格出力が 2.25ｋW以上のものに限る。
ホ　丸のこ盤	製材用のものにあっては､原動機の定格出力が 15ｋW以上のもの、 木工用のものにあっては､原動機の定格出力が 2.25ｋW以上のものに限る。
ヘ　かんな盤	原動機の定格出力が 2.25ｋW以上のものに限る。
(8) 抄紙機	すべてのもの。
(9) 印刷機械	原動機を用いるものに限る。
(10)合成樹脂用射出成形機	すべてのもの。
(11)鋳型造型機	ジョルト式のものに限る。

騒音に係る特定建設作業

対　象　　指定地域内において特定建設作業を行う建設工事施工者
　　ただし、１日で作業が終了するもの、災害、非常事態等の特例を除く。

届　出　　作業開始の７日前までに作業実施の届出が必要

基　準　　特定建設作業の規制基準

項目	規制基準
騒音の大きさ	特定建設作業場所の敷地境界線で８５デシベル以下
夜間、深夜作業の禁止	第 1 号区域：午後 7 時～翌午前 7 時 第 2 号区域：午後 10 時～翌午前 6 時
1 日の作業時間の制限	第 1 号区域：1 日につき 10 時間 第 2 号区域：1 日につき 14 時間
作業時間の制限	連続して 6 日間を超えないこと（同一場所において）
日曜日、休日の作業	禁止

第１号区域：住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域の全ての区域及び
　　工業地域のうち学校、保育所、病院・診療所、図書館、特別養護老人
　　ホームの敷地の周囲おおむね 80m以内の区域

第２号区域：工業地域のうち、第１号区域を除く区域

特定建設作業　　（騒音規制法施行令別表第２）

次の機械を使用する作業	適　　用
１くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打くい抜機、くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
２びょう打機を使用する作業	すべてのもの。
３さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50ｍを超えない作業に限る。
４空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。 （さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
５コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	コンクリートプラントは混練機の混錬容量が 0.45㎥以上のものに限る。アスファルトプラントは混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。 （モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
６バックホウを使用する作業	原動機の定格出力が 80kW以上のものに限る。 低騒音型建設機械（環境省指定）を除く。
７トラクターショベルを使用する作業	原動機の定格出力が 70kW以上のものに限る。 低騒音型建設機械（環境省指定）を除く。
８ブルドーザーを使用する作業	原動機の定格出力が 40kW以上のものに限る。 低騒音型建設機械（環境省指定）を除く。

近隣騒音について

近隣騒音とは、住居と飲食店の混在による営業騒音、カラオケによる騒音、ペットの鳴き声など、限られた近隣の生活者にのみ影響を及ぼす騒音をいいます。

その特徴は、騒音の発生量が比較的小さく、影響範囲が近隣に限定されることです。影響としては、作業能率の低下や睡眠妨害などが挙げられます。

防止対策としては、生活騒音の場合、ちょっとした工夫で改善できることが多く、各人に騒音に配慮するよう啓発を行うことが重要です。

深夜騒音の規制に係る営業の種類　（福井県公害防止条例施行規則第 26 条）

食品衛生法施行令第 35 条第 1 号に掲げる飲食店営業
カラオケ装置を使用させて営む営業
ボーリング場営業
車両洗浄装置を使用し、又は使用させて営む営業

深夜騒音の規制に係る基準　（福井県公害防止条例施行規則第 27 条）

区　　域	午後 11 時～午前 0 時	午前 0 時～午前 5 時
第 1 種区域 及び 第 2 種区域	５０デシベル	４５デシベル
第 3 種区域	６０デシベル	５５デシベル
第 4 種区域、第 5 種区域 及び その他の区域	５５デシベル	５０デシベル

拡声機の使用による放送の制限　（福井県公害防止条例第 41 条）

屋外において拡声機を使用して放送してはならない時間	午後 9 時から翌日午前 8 時まで
制限の対象とならない場合 （福井県公害防止条例施行規則第 28 条）	祭礼その他地域の慣習となっている行事において使用する場合
	移動式の店舗において一時的に拡声器を使用する場合 （住民の平穏な生活を阻害するおそれがないとき）

6　振動

振動について

振動とは、工場や自動車などの振動源から発生した地盤振動が、地表や地中を波動として伝わり、家屋などの構造物を揺らす現象をいいます。その結果、人が直接振動を感じ、戸や障子のガタつきによる音や動きで不快感を覚えることがあります。

振動公害は、工場施設の増加や大型化、建設工事の増加、自動車交通の進展などに伴い、地域的に発生しています。主な影響は、イライラや不快感、睡眠の妨げなどの生活妨害ですが、振動が大きい場合には、壁やタイルのひび割れ、建具の立付け不良などの物的障害が生じることもあります。

こうした背景から、振動規制法では、工場振動や建設振動に関する規制基準や規制地域が設けられ、さらに自動車交通振動についても必要な措置が定められています。

＜令和７年度の状況＞

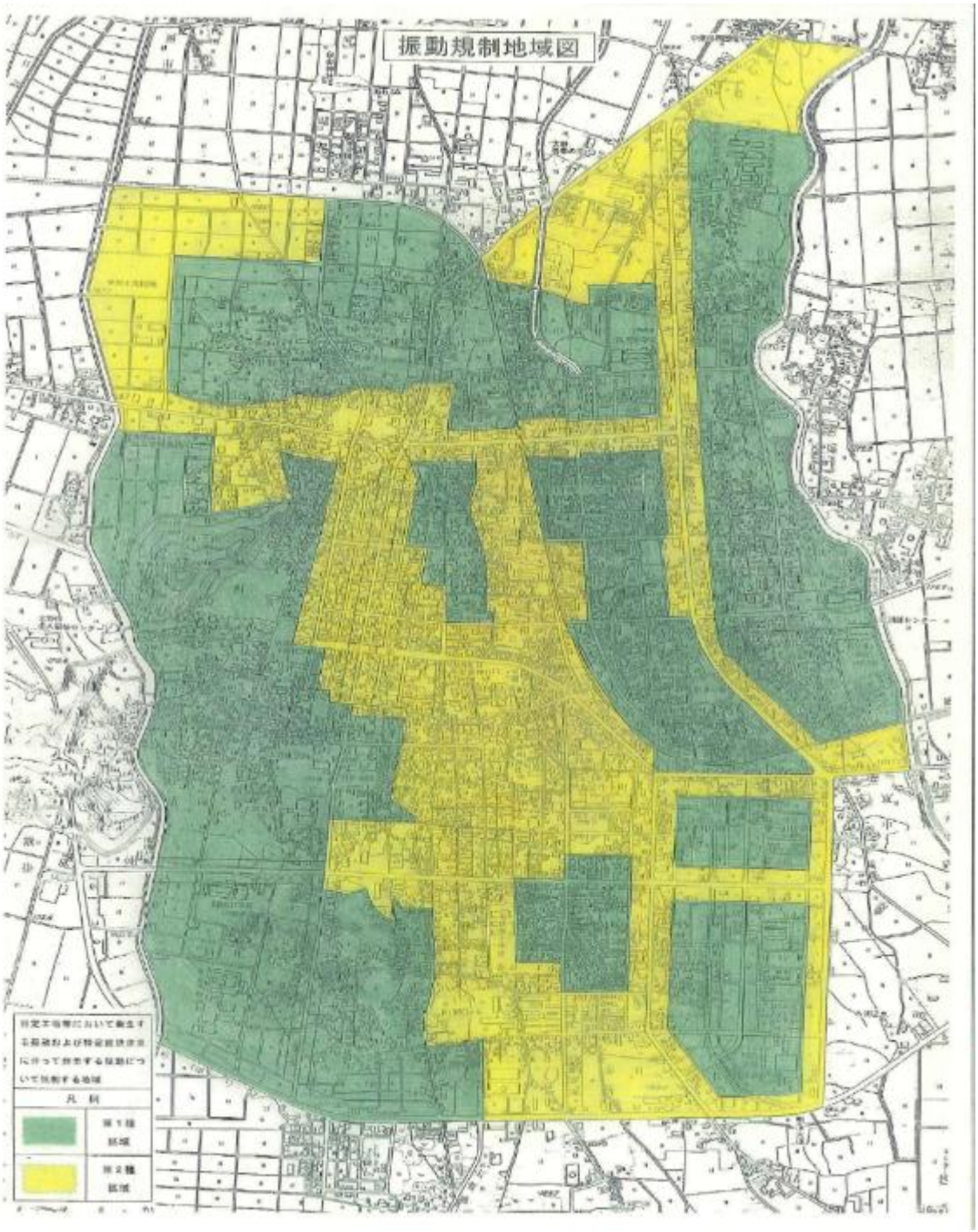
令和７年度において、振動に関する苦情はありませんでした。

振動の大きさの例

振動レベル［デシベル］	人の感覚の目安	屋内の様子の例
～５５	多くの人が揺れを感じない（ごく一部は感じることあり）	目立つ現象は生じにくい
５５～６５	静止状態の一部の人がわずかに感じる	吊り下げ物がわずかに揺れることがある
６５～７５	多くの人が感じる	食器が小さな音を立てることがある
７５～８５	ほとんどの人が明確に感じる	不安定な置物が倒れることがある
８５～９５	強い不快・恐怖感を訴える人が増える	家具が移動することがある
９５～	活動に支障を感じる人が増える	重い家具の移動・転倒が生じうる

振動に係る規制地域

振動規制法に基づく規制地域



振動に係る規制基準

（１）特定工場に係る規制基準

振動規制法に基づく規制基準　　（平成 19 年大野市告示第 35 号）

区域の区分	昼　　間	夜　　間
	午前 6 時～ 午後 10 時	午後 10 時～ 翌午前 6 時
第 1 種区域	６０デシベル	５５デシベル
第 2 種区域	６５デシベル	６０デシベル

※ 学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m以内の区域の規制基準は当該区域の区分に応じて定める値から５デシベルを減じるものとする。

（２）特定建設作業に係る規制基準

対　象　　指定地域内において特定建設作業を行う建設工事施工者
　　ただし、１日で作業が終了するもの、災害、非常事態等の特例を除く。

届　出　　作業開始の７日前までに作業実施の届出が必要

基　準　　特定建設作業の規制基準

（振動規制法施行規則別表第１）

振動の大きさ	特定建設作業場所の敷地境界線で７５デシベル以下
夜間、深夜作業の禁止	第 1 号区域：午後 7 時～翌午前 7 時 第 2 号区域：午後 10 時～翌午前 6 時
1 日の作業時間の制限	第 1 号区域：1 日につき 10 時間 第 2 号区域：1 日につき 14 時間
作業時間の制限	連続して 6 日間を超えないこと（同一場所において）
日曜日、休日の作業禁止	日曜日、その他の休日

第 1 号区域：住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域のすべての区域及び工業地域のうち学校、保育所、病院・診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80m以内の区域

第２号区域：工業地域のうち、第 1 号区域を除く区域

特定建設作業　　（振動規制法施行令別表第２）

次の機械を使用する作業	適　　用
１くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く。
２鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
３舗装版破砕機を使用する作用	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50ｍを超えない作業に限る。
４ブレーカーを使用する作業	手持式のものを除く。 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る２地点間の最大距離が 50ｍを超えない作業に限る。

振動に係る特定施設

振動規制法に基づく特定施設　（振動規制法施行令第１条）

施設の種類	規模･能力
(1) 金属加工機械	
イ　液圧プレス	矯正プレスを除く。
ロ　機械プレス	すべてのもの。
ハ　せん断機	原動機の定格出力が１ｋＷ以上のものに限る。
ニ　鍛造機	すべてのもの。
ホ　ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5ｋＷ以上のものに限る。
(2) 圧縮機	一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。
(3) 土石用又は鉱物用の破砕機､摩砕機､ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5ｋＷ以上のものに限る。
(4) 織機	原動機を用いるものに限る。
(5) コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95ｋＷ以上のものに限る。
コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10ｋＷ以上のものに限る。
(6) 木材加工機械	
イ　ドラムバーカー	すべてのもの。
ロ　チッパー	原動機の定格出力が2.2ｋＷ以上のものに限る。
(7) 印刷機械	原動機の定格出力が2.2ｋＷ以上のものに限る。
(8) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30ｋＷ以上のものに限る。
(9) 合成樹脂用射出成形機	すべてのもの。
(10)鋳型造型機	ジョルト式のものに限る。

7　悪臭

悪臭について

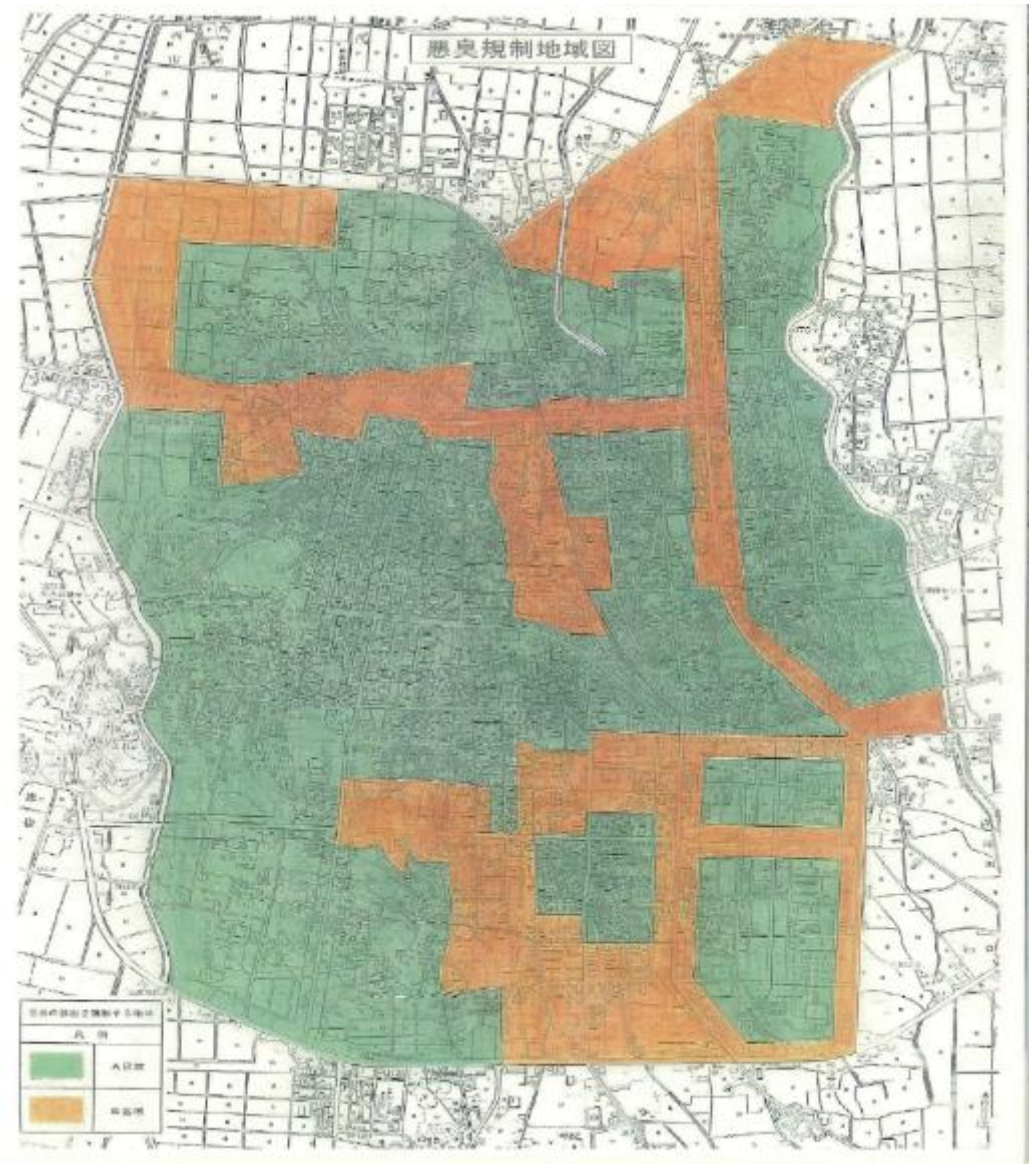
悪臭は、人に不快感や嫌悪感を与えるにおいの総称であり、快適な生活環境を損なう要因の一つです。悪臭の感じ方には個人差があり、発生するにおいは多くの場合、複数の悪臭物質が低濃度で混在しているため、完全な除去は容易ではなく、紛争の解決も困難な場合があります。

悪臭による影響は、発生源周辺の地域に限定され、広域的な影響を及ぼすおそれは少ないことから、悪臭防止法に基づき、規制地域を指定し、その地域内の工場や事業場から発生する悪臭の排出について規制を行っています。これらの規制事務は、政令により市町村長に委任され、地域に応じた適切な対応が進められています。

＜令和７年度の状況＞

令和７年度において、悪臭を主たる原因とする苦情はありませんでした。ただし、野焼きに関する大気汚染の苦情の中には、煙と併せて臭気に関する申出が含まれる事例がありました。

悪臭防止法に基づく規制地域



悪臭物質の主要発生源

悪臭物質	におい	主要発生源
アンモニア	し尿のような臭い	畜産農業・鶏糞乾燥場・複合肥料製造業・化製場・でん粉製造業・魚腸骨処理場・フェザー処理場・ごみ処理場・し尿処理場・下水処理場等
ﾒﾁﾙﾒﾙｶﾌﾟﾀﾝ	腐ったたまねぎ臭	クラフトパルプ製造業・化製場・ごみ処理場・魚腸骨処理場・し尿処理場・下水処理場等
硫化水素	腐ったたまご臭	畜産農場・クラフトパルプ製造業・でん粉製造業・化製場・魚腸骨処理場・ごみ処理場・セロハン製造業・し尿処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツ臭	クラフトパルプ製造業・化製場・魚腸骨処理場・ごみ処理場・し尿処理場・下水処理場等
二硫化メチル	腐ったキャベツ臭	クラフトパルプ製造業・化製場・魚腸骨処理場・ごみ処理場・し尿処理場・下水処理場等
トリメチルアミン	腐った魚の臭い	畜産農業・複合肥料製造業・魚腸骨処理場・化製場・水産缶詰製造業
ｱｾﾄｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	青臭い刺激臭	アセトアルデヒド製造業・酢酸製造業・たばこ製造業・酢酸ビニル製造業・魚腸骨処理場・複合肥料製造業
ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ ﾉﾙﾏﾙﾌﾞﾁﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ ｲｿﾌﾞﾁﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ ﾉﾙﾏﾙﾊﾞﾚﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ ｲｿﾊﾞﾚﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	塗装業・金属製品製造業・自動車修理業・魚腸骨処理場・油脂系食料品製造業・輸送用機械器具製造業 （焼き付け塗装工程を有する事業場等）
イソブタノール 酢酸エチル ﾒﾁﾙｲｿﾌﾞﾁﾙｹﾄﾝ トルエン	刺激的なシンナー臭	塗装業・金属製品製造業・自動車修理業・木工業・繊維業・機械製造業・印刷業・輸送用機械器具製造業・鋳物製造業
スチレン キシレン	都市ガスのような臭い	スチレン製造業・ポリスチレン製造業・ＳＢＲ製造業・ＦＲＰ製造業・化粧合板製造業
プロピオン酸	すっぱいような刺激臭	脂肪酸製造業・染色業・畜産事業場・化製場・でん粉製造業等
ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イソ吉草酸	むれたくつ下の臭い	畜産事業場・化製場・魚腸骨処理場・鶏糞乾燥場・畜産食料品製造業・ごみ処理場・し尿処理場・でん粉製造業等

※本表は悪臭防止法施行規則及び環境省告示に基づく悪臭物質のうち、代表的なものを示しています。主要発生源は参考情報であり、法令で定義されているものではありません。

悪臭に係る規制基準

（１）敷地境界線における規制基準

大気中の濃度の許容限度　（平成19年大野市告示第38号）

悪臭物質の種類	Ａ区域		Ｂ区域	
アンモニア	1	ppm	2	ppm
メチルメルカプタン	0.002	ppm	0.004	ppm
硫化水素	0.02	ppm	0.06	ppm
硫化メチル	0.01	ppm	0.05	ppm
二硫化メチル	0.009	ppm	0.03	ppm
トリメチルアミン	0.005	ppm	0.02	ppm
アセトアルデヒド	0.05	ppm	0.1	ppm
プロピオンアルデヒド	0.05	ppm	0.1	ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ppm	0.03	ppm
イソブチルアルデヒド	0.02	ppm	0.07	ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	ppm	0.02	ppm
イソバレルアルデヒド	0.003	ppm	0.006	ppm
イソブタノール	0.9	ppm	4	ppm
酢酸エチル	3	ppm	7	ppm
メチルイソブチルケトン	1	ppm	3	ppm
トルエン	10	ppm	30	ppm
スチレン	0.4	ppm	0.8	ppm
キシレン	1	ppm	2	ppm
プロピオン酸	0.03	ppm	0.07	ppm
ノルマル酪酸	0.001	ppm	0.002	ppm
ノルマル吉草酸	0.0009	ppm	0.002	ppm
イソ吉草酸	0.001	ppm	0.004	ppm

（２）煙突等の気体排出口における規制基準

煙突等の気体排出口における規制基準は、化学工場などのように煙突その他の気体排出施設から悪臭物質が排出される場合で、悪臭物質の種類ごとに数式により算出して得た流量が基準となっています。

これは、煙突等から悪臭物質が大気中に拡散していく結果、事業場から遠く離れた地域で影響が大きくなるということもあり、これに対処するため、大気中の拡散にかかる最大着地濃度地域における悪臭物質の濃度が、(1)の事業場敷地境界線における規制基準値と等しくなるような算出方法となっています。

ただし、悪臭物質のうち、メチルメルカプタン・硫化メチル・二硫化メチル・アセトアルデヒド・スチレン・プロピオン酸・ノルマル酪酸・ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸は適用されません。

気体排出口に係る規制基準（悪臭防止法施行規則第３条）

$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$

q	流量（m^3_N／h）
He	補正後の排出口の高さ（m）
Cm	物質ごとの規制基準（ppm）

（３）事業場からの排出水における規制基準

排出水については、事業場等からの排出水に含まれる悪臭物質が、時間の経過とともに気化、蒸散して悪臭を発生することがあります。このため、悪臭物質の排出水中からの大気中への拡散を考慮し、(1)の事業場敷地境界線における規制基準値と等しくなるような算出方法となっています。ただし、特定悪臭物質のうち、メチルメルカプタン･硫化水素･硫化メチル・二硫化メチルのみに適用されます。

排出水中の規制基準　（悪臭防止法施行規則第４条）

$CLm = k \times Cm$

CLm	排出水中の濃度（mg／ｌ）
k	物質の種類及び排出水量ごとに定める値（mg／ｌ）
Cm	物質ごとの規制基準（ppm）

（4）臭気指数規制

平成 8 年 4 月 1 日から、複合臭や未規制の悪臭物質に対応するための改正悪臭防止法が施行され、嗅覚測定法を用いて測定される「臭気指数」による規制が導入されました。

自然的、社会的条件から判断して特定悪臭物質規制では生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、「特定悪臭物質」の規制基準に代えて、「臭気指数」の規制基準を定めることができます。

敷地境界線における臭気指数の規制基準　　（福井県公害防止条例施行規則第 6 条）

臭気指数　　１８
１．臭気の測定場所は、工場等の敷地境界線とする。 ２．「臭気指数」とは、気体に係る悪臭の程度に関する値であって、臭気指数の算定方法（平成 7 年環告 63）に定めるところにより、人間の嗅覚で臭気を感知することができなくなるまで気体の希釈をした場合に、次の式において算定される値をいう。 Y＝10 logX （Y　臭気指数 X　人間の嗅覚で臭気を感知することができなくなるまで気体の希釈をしたときのその希釈の倍数） ３．この規制基準は、悪臭防止法第 3 条の規定により指定された規制地域以外の地域における悪臭について適用する。

悪臭に係る特定施設

福井県公害防止条例に基づく特定施設は規制地域制をとらず、これに係る規制基準を「工場等の周辺の人の多数が著しく不快を感じないと認められる程度」と定められています。つまり、規制する悪臭物質を定めず、特定施設を有する事業場等から発生する悪臭について規制することになっています。

悪臭に係る特定施設　　（福井県公害防止条例施行規則第 4 条）

用途	施設の名称
１．牛、豚又は鶏の飼養場において用いるもの。ただし、牛 10 頭以上、豚 50 頭以上（生後 2 ヶ月未満を除く、繁殖豚にあっては 5 頭。）、鶏 1,000 羽以上（生後 30 日未満を除く。）の飼養の用に供するものに限る。	１．飼養施設 ２．飼料調理施設 （加熱して調理するものに限る。） ３．ふん尿処理施設
２．けいふんの乾燥又は焼却を行う工場において用いるもの	１．乾燥施設 ２．焼却施設
３．死亡獣畜取扱場において用いるもの	１．解体室 ２．汚物処理施設 ３．焼却炉
４．化製場（魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする飼料等の製造の工場を含む。）において用いるもの	１．原料処理施設（原料貯蔵室及び化製室を含む。） ２．煮熟施設 ３．圧搾施設 ４．汚物処理施設 ５．乾燥施設

8　その他（典型７公害以外）の公害

典型７公害以外の公害について

大気汚染、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染、騒音、振動、悪臭は典型７公害といわれ、防止や規制に関する法律が制定されていますが、それ以外に市民生活や事業活動に伴い発生する日照阻害、電波障害、低周波空気振動、不法投棄、雑草等の繁茂などの典型７公害に含まれない公害が問題となっています。

大野市では、平成１３年度より環境監視員を委嘱し、環境汚染の未然防止を目的とした情報提供や市民への指導、環境保全活動を積極的に推進しています。これにより、市民の環境保全意識の高揚を図るとともに、さまざまな公害問題に対する調査研究及び監視、情報提供、指導に取り組んでいます。

また、不法投棄に対しては、県と合同で定期パトロールを実施し、頻発箇所には監視カメラを設置するなどの対策を講じています。

＜令和７年度の状況＞

令和７年度の苦情 35 件のうち 16 件が「その他」に分類され、このうち 13 件が空き地や管理不全地の雑草繁茂に関する苦情でした。主な相談内容は、害虫・害獣の発生、景観の悪化、通学路の安全確保及び隣接地への越境などでした。

土地所有者が市外に居住している場合や、高齢化、相続等により適切な維持管理が行われていない事例が見られました。

また、不法投棄の早期発見及び早期対応を図るため、環境監視員によるパトロールを延べ 134 回実施したほか、福井県との合同パトロールを 12 回実施しました。


結の故郷
越前おおの